

八やつ  
代しろ  
市し



(市 役 所)

一 概 況

平成一七年八月一日、八代郡市六市町村が合併し、人口一三二、二六六(平成二二年国勢調査)、面積約六八二平方キロメートルの新「八代市」が誕生した。

九州中央部に位置し、西は「不知火」で有名な八代海に面し、天草と相対し、東は九州中央山地の宮崎県境にまで広がる。北は宇城市、八代郡氷川町、下益城郡美里町、上益城郡山都町、南は葦北郡芦北町、球磨郡球磨村、山江村、五木村、水上村に接する。

地勢的には、隣接する宇城市から市内日奈久地区に走る日奈久断層により、西の肥沃な八代平野と東の山間地に区分される。穀倉地帯である八代平野は、日本三大急流の一つである球磨川や氷川による三角州を基部に、永年の干拓事業により形成された平野である。東側の山地は、国見岳(一、七三九メートル)を最高峰に、烏帽子岳(一、六九二メートル)、上福根山(一、六四五メートル)、岩宇土山(一、三四七メートル)、山犬切(一、五六二メートル)、茶白山(一、四四六メートル)、蕨野山(一、四五四メートル)、大金峰(一、三九六メートル)、小金峰(一、三七七メートル)、保口岳(一、二八一メートル)などが九州山地の脊梁地帯を形成している。そこから流れる川辺川などの河川は深い溪谷をなしている。市中央部は山に囲まれ盆地を形成し、その山から流れ出た河俣川は氷川に合流して、最終的には八代海に注いでいる。その他にも、鏡川、大輪川、夜狩川、水無川などの河川が不知火海に向かって流れている。市南西部は、球磨郡山江村との境にある国見山(九八一メートル)など、山地になっており、球磨川が南東から北西に貫流している。

温暖な気候と、球磨川の恩恵を受けた肥沃な平野を擁する本市は、林業も盛んであるが、畳表の原材料である藁草の大産地として知られ、山麓部ではトマト、しょうが、晚白柚など、野菜や果樹の栽培も盛んである。また、沿海都市として水深一四メートル岸壁の整備が進む八代港は重点港湾に選定され、十分な工業立地条件を備えている。興人、日本製紙、メルシャンなどの多くの大工場の立地をみており、九州では有数の工業都市である。

交通面では、JR鹿兒島本線が南北に走り、八代駅を分岐点に、JR肥薩線が

人吉を経由して、宮崎・鹿児島方面へ、第三セクター肥薩おれんじ鉄道が沿海路を走る。九州新幹線鹿児島ルート(新八代く鹿児島中央間)が平成一六年三月に、九州新幹線全線が平成二三年三月に開業し、九州各地へのアクセスが飛躍的に向上している。道路では、九州自動車道が縦貫、八代インターチェンジを有する。更に、八代く鹿児島間の南九州西回り自動車道も芦北町芦北までが供用開始されるなど南九州における交通の要衝となっている。

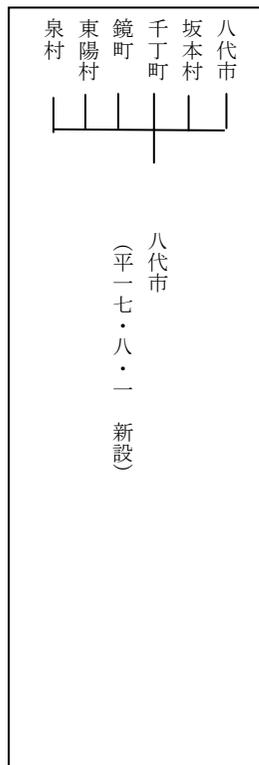
観光面では、球磨川の清流と熊本藩主となった細川忠利の父細川忠興が整備を行った八代城、その北の丸の隠居所に植えられた名木臥龍梅はそれぞれ県指定史跡、天然記念物となっている。国指定名勝には細川家の後に八代城を治めた松井家の三代松井直之が母崇芳院尼のために元禄元年(一六八八)に建てた御茶屋である松浜軒の他、不知火及び水島があり、日本書紀に記述のある夜間航行時に方角を見失った天皇が乗られた船を陸地へと導いたとされる「不知火」にまつわる一連の景勝地として有名である。山頭火に縁深い日奈久温泉、鏡町の鏡が池、東陽村の若宮神社、また、平家の落人の地として歴史的にも著名である五家荘は、柿迫口を表口に宮崎県的那須口を裏口としており、裏口よりこの郷に入るもの理由はの如何を問わず斬捨ててを許されていたので、誰も分け入らぬ秘境の地、全国有数の山郷となった。イベントも、九州三大祭である八代妙見祭、多くの見物客が詰めかけるやつしろ全国火花競技大会など数多い。

## 二 市名の由来

「八代」の語源については後述しているが、当該地域で郡名にも用いられていた八代の地名は、地域に広く浸透していた。八代地域市町村合併協議会(八市町村での協議の時期)は新市名称を公募し、約四、五〇〇通の有効応募があったが、上位三点が「八代市」「やつしろ市」「新八代市」となったことはその証左である。結果的には、地理的・歴史的知名度や、地名を変えることによる不利益の大きさが考慮され、新市名は「八代市」と決し、六市町村に改組した後の合併協議会でも、これが承認された。

## 1 合併関係市町村の状況

### 三 平成の合併検討経緯



#### (一) 八代市

昭和一五年九月一日、八代町を中心に四か村が合併して市制を敷き、八代市が誕生した。その後、周辺町村の編入、境界変更を重ね、昭和三六年三月一日の龍峰村の編入により、近年の市域が固まった。八代平野南西部に位置する県内第二の都市で、面積は約一四七平方キロメートルである。

#### (二) 八代郡坂本村

昭和三六年四月一日、上松求麻村、下松求麻村、百済来村の合併により誕生した村で、面積は約一六三平方キロメートルである。山稜に囲まれ、主に球磨川沿岸や一部台地に生活の場が形成されている。

#### (三) 八代郡千丁町

明治三二年四月一日に四か村の合併により千丁町が誕生した。以後、昭和三年の昭和村の分離、昭和三〇年一月の八代市との境界変更を経て、近年に至り町域が形成された。(昭和五一年九月に町制施行) 面積は約一一平方キロメートルである。八代平野の中央部に位置する干拓の歴史によって成る地域である。

#### (四) 八代郡鏡町

昭和三〇年二月一日、鏡町、文政村、有佐村の新設合併により、鏡町が誕生した。その後、宮原町との一部境界変更を経て近年に至っている。八代平野の北西部に位置し、面積は約二八平方キロメートルである。

(五) 八代郡東陽村

昭和三〇年二月一日、河俣村及び種山村の合併により誕生した。水川水系に沿って村落を形成した中山間地域で、面積は約六五平方キロメートルである。

(六) 八代郡泉村

昭和二九年一〇月、全部事務組合を設けていた柿迫村ほか六か村と下岳村により、泉村が新設された。宮崎県境に接する広大な山村で、面積は約二六七平方キロメートルである。

## 2 検討の経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、八代地域については、八代市、坂本村、千丁町（十葦北郡田浦町）及び鏡町、竜北町、宮原町、東陽村、泉村の二つの合併パターンが示され、これを叩き台に協議が行われたが、まずは八代郡市八市町村での任意協議会が平成一三年末に発足した。

翌平成一四年九月には、八市町村で法定協議会に移行しての協議が続いたが、郡北部にあたる竜北町、宮原町が、平成一五年一〇月、法定協議会を離脱する方針を固めた。以後、二町を除く六市町村での合併協議が行われ、合併特例法期限の直前まで協議は難航したが、平成一七年三月末、県知事への廃置分合申請に至り、八月一日、新「八代市」が誕生した。（第二編「八代地域」参照）

## 3 合併協議会における協定事項等

### (※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

#### (一) 合併の方式

合併の方式は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃止し、その区域をもって新市を設置する新設（対等）合併とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一七年八月一日とする。

(三) 新市の名称 新市の名称は、『八代市』とする。

(四) 新市の事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、当分の間、八代市松江城町一番二五号（現八代市役所）とする。

(2) 庁舎の方式は、現八代市役所を本庁とする本庁方式とし、現在の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。なお、支所の名称や組織機構については、合併までに調整する。

(3) 新庁舎の建設については、新市において検討する。なお、その建設候補地の選定にあたっては、現在の八代市役所、千丁町役場及び八代インターチェンジの三か所を頂点とする三角形のエリアを目安として新市において検討する。

#### ※付帯意見

新市において新庁舎の建設を検討するに当たっては、八代地域市町村合併協議会の確認事項を尊重し、新市の住民の意見を十分に反映できるように、行政と議会と住民による検討委員会や特別委員会等を設置し、幅広い意見に基づき慎重に検討されたい。

#### (五) 財産及び債務の取扱い

(1) 公有財産については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 物品については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(3) 債権については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 基金については、平成一四年度標準財政規模額の二〇％以上を持ち寄る。

また、土地開発基金については、同様の算出により三％以上を持ち寄る。

(5) 債務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(6) 泉村の久連子財産区有財産及び椎原財産区有財産については、それぞれの財産区有財産として、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### (六) 新市建設計画について

市町村の合併の特例に関する法律第五条第一項及び第二項に基づく新市建設計画については、別添の「新市建設計画」に定めるとおりとする。（略）

※付帯意見 『県道中津道八代線車両通行不能区間の整備促進について』

#### 【経緯】

■平成一七年二月八日 第三七回合併協議会

坂本村から「新市建設計画の見直しについて（要望）」について、「県道中津道八代線の車両通行不能区間の解消」は長年にわたる村の悲願であるので、これまで県に対して要望活動を展開し、合併を機に整備促進を期待していたが、

業としての開通が見込めない状況と判断し、県道を市町村道に移管したうえで、その事業費二四億円を新市建設計画に位置付けていただきたいという趣旨の要望書が提出される。要望に対して、委員から「県道であれば県でやるべき」との意見が出される。

■平成一七年二月五日 第三八回合併協議会

坂本村から「事業費二四億円のうち一二億円は坂本村への配分額の枠内で対応するので、残り一二億円を新市財政計画に計上していただきたい」との新たな要望が出される。委員からは「県道であれば県が合併支援事業としてやるべき」との意見が改めて出される。

■平成一七年二月二日 県への要望活動

六市町村長が熊本県副知事を訪問し、県事業としての整備促進を求める六市町村長連名の要望書を提出する。

副知事からは「これまでは難工事箇所であるため、費用対効果などから棚ざらしになって来たのが実態であったが、この事業が合併協議の重要なポイントとなっていることを受け止めたい。いきなり工事着手という約束はできないが、県道であるから県がまず第一歩として責任を持って調査をやり、具体的なルート・構造・コストを検討したい。調査時期については、一七年度を含めてできるだけ早く実施したい」との回答がある。

■平成一七年二月二日 第三九回合併協議会

熊本県八代地域振興局長から「地域振興局長としては、副知事が回答した内容で一七年度に調査実施することを約束したい」との発言がある。

以上のような経緯を踏まえ、坂本村からの長年の悲願として要望のあった『県道中津道八代線車両通行不能区間の解消』については、新市においても重要事業と認識し、熊本県副知事及び八代地域振興局長の発言を重く受け止めて、県による調査に続き、早期に工事着手が図られるよう優先事業として位置付けて、整備促進を強く働きかけていくものとする。

(七) 議会議員の定数及び任期の取扱い

新市における議会議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項（定数に関する特例）及び第七条第一項（在任に関する特例）の規定を適用せず、地方自治法第九十一条第七項の規定により

定める議会議員の定数は三四人とする。

なお、公職選挙法第十五条第六項に基づく選挙区は設置しないものとする。

(八) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市に一つの農業委員会を置く。

(2) 合併前に選挙による委員であった者の内三〇人は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年間引き続き、新

市の選挙による農業委員会の委員として在任する。

(3) 特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第七条第一項及び同法施行令第二条の二の規定を適用し、三〇人とする。

また、農業委員会等に関する法律第十条の二及び同法施行令第五条の規定を適用し、七選挙区を設ける。

(4) 選挙区域及び選挙区ごとの委員の定数は、次のとおりとする。

《新市農業委員会委員選挙における選挙区及び選挙委員の定数》	
選挙区	選挙すべき委員の定数
① 所属地区 郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町、郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築一〇番町、郡築一一番町、郡築一二番町、港町、新港町一丁目、大島町、昭和日進町、昭和明徴町、昭和同仁町、大村町、上野町、海土江町、古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中町、田中東町、田中西町、田中北町	5
② 所属地区 通町、袋町、北の丸町、松江城町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、西松江城町、塩屋町、八幡町、蛇籠町、新地町、建馬町、三楽町、新浜町、新開町、築添町、松崎町、永碓町、高小原町、井揚町、沖町、高島町、東片町、上片町、中片町、西片町、長田町、日置町、井上町、上日置町、竹原町、	4

⑦	⑥	⑤	④	③	②
東陽全区域、泉全区域	鏡全区域	千丁全区域	二見下大野町、二見野田崎町 日奈久馬越町、二見州口町、二見本町、二見赤松町、 日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、 日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町、 日奈久山下町、日奈久竹之内町、日奈久塩北町、 日奈久新開町、日奈久大坪町、日奈久新田町、 三江湖町、北原町、葭牟田町、南平和町、北平和町、 敷川内町、催合町、揚町、高植本町、水島町、鼠蔵町、	西宮町、古麓町、東町、坂本全区域 豊原中町、豊原下町、渡町、奈良木町、本野町、 平山新町、高下東町、高下西町、妙見町、宮地町、 植柳新町一丁目、植柳新町二丁目、豊原上町、 迎町二丁目、千反町一丁目、千反町二丁目、中北町、 迎町、古城町、麦島東町、麦島西町、迎町一丁目、 植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町、梅檀町、	島田町、福正町、福正元町、十条町、萩原町一丁目、 萩原町二丁目、毘舎丸町、大手町一丁目、清水町、 大手町二丁目、横手本町、松江本町、萩原町、横手町、 松江町、緑町、若草町、花園町、旭中央通、黄金町、 弥生町、錦町、末広町、夕葉町、出町、鷹辻町、新町、 興国町、横手新町、岡町、興善寺町、川田町
2	6	3	6	4	(4)

※付帯意見

選挙による委員の定数については、八代地域市町村合併協議会の議論の中で町村における極端な委員数減を懸念する声が出され、また、関係市町村農業委員会からも同様の意見が出されたところである。このことから、新市長には、選挙による委員の選挙結果を踏まえて、新市において選定される選任委員の配分については、地域性及び実動性を考慮し、最低でも在任特例期間内の委員数と同数以上の委員確保ができるよう、特段の配慮をされたい。

(九) 一般職の職員の身分の取扱

(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。

(3) 職員の職名及び職階については、人事管理及び処遇の観点から調整し、合併時に統一する。

(4) 職員の給与については、職員の処遇及び給与適正化の観点から新市において調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに合理的な格差是正を行う。

(一〇) 地方税の取扱

(1) 個人市民税の税率は、現行のとおりとする。

(2) 法人市民税の税率は、平成一七年八月から標準税率に一・二を乗じた制限税率とする。

(3) 固定資産税の税率は、一・六%とする。ただし、平成一七年度から平成一九年度までは一・四%とし、平成二〇年度から平成二一年度までを一・五%とする。なお、社会経済情勢によつては、一・五%から一・六%に引き上げる時期が前後することもあり得る。

(4) 軽自動車税の税率は、現行のとおりとする。

(5) 市たばこ税は、現行のとおりとする。

(6) 特別土地保有税は、現行のとおりとする。ただし、免税点は地方税法第五百九十五条第二号の規定により五、〇〇〇平方メートルとする。

(7) 入湯税は、平成一七年八月から八代市の例とする。







本村の地域は、旧藩時代は細川氏の領地として、田中、海士江、上野、大古閑の四か村に分かれ、高田郷に属していた。明治七年（一八七四）の大小区制により第一二大区第一小区に編入されたが、のち海士江、大村、上野は合併して会地村となった。二年郡区町村編制法施行により田中、会地は二か村で、古閑村は古閑出村とともに一行政区とされ、一七年の区域修正により会地、田中は井上村と三か村で、古閑村は松高村と二か村で同一戸長役場区域となったが、二年町村制施行により田中、会地、古閑の三か村が合併して八千把村となった。

#### (四) 高田村

本村の地域は、遠く景行天皇のころ、すでにみかんの名所として知られ、吉野朝争乱（一三三五〜九二）に際しては、征西將軍懷良親王が老を養われた所で、その御所跡は今も残っている。古くから高田郷の中心地で、旧藩時代には高田会所を当地に置き、高田手永四三か村を治めた。

明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは上豊原村、下豊原村、奈良木村、東本野村、西本野村、高下村、西高下村として第一三大区第四小区に属していたが上、下豊原は合併して豊原村に、東、西本野は合併して本野村に、高下、西高下が合併して高下村となり二年郡区町村編制法の施行に伴ない、豊原村と奈良木村、本野村と高下村がそれぞれ一行政区となり、一七年の区域改正により、四か村は同一戸長役場区域となった。二年町村制施行に伴ない、この四か村が合併して高田村となった。

#### (五) 金剛村

本村の地域は、全域が干拓地である。すなわち流藻川新地は、文化元年（一八〇四）北原新地は、安政元年（一八五四）、三江湖新地はその翌年、沖の州新地は弘化元年（一八四四）、催合新地はその翌年、葭牟田新地は天保一三年（一八三二）、水島新地はその翌年、敷川内新地は明治四年（一八七二）、明治新地は、三七年（一九〇四）にそれぞれ造成された。

旧藩時代は、高田手永に属し、七年の大小区制においては、弥次村、高植村、敷河内村として第一三大区第四小区に属した。二年の郡区町村編制法の施行に伴い、弥次、高植、敷河内の三か村が一行政区となり戸長役場が置かれたが、のち二年町村制施行によってこの三か村が合併して金剛村となった。

#### (六) 宮地村

建武三年（一三三六）、名和長年の孫名和頭興は、八代の地頭職に補せられ、宮地村麓に城を築き、これ以後名和氏の治下にあった。のち相良為統の治下に入り数代続いたが、天正二年（一五八三）、島津修理大夫義久の治下に入った。同一五年、豊臣秀吉が島津を征伐したのは、佐々成政、さらには小西行長の治下となり、その後、加藤氏、細川氏、松井氏と順次その治下に入った。旧藩時代は、高田手永に属していたが、維新後明治一七年（一八七四）の大小区制の下では第一三大区第二小区に入り、二年、郡区町村編制法施行により宮地、古麓は二か村で、猫谷村は、片長村など同一行政区となり戸長役場が置かれたが、一七年、宮地、古麓に猫谷を加え三か村が同一戸長役場区域となった。二年町村制施行によってこの三か村が合併して宮地村となった。

#### (七) 日奈久町

肥前風土記に「景行天皇葦北火流浦（ヒナガウラ）発船幸於火国云々」とあり、「火流」は「日奈賀」とよんで「日奈久」はその訛である。また「火名後」とも呼んでいたらしい。

当町の史跡中最も重要な田之川内古墳から発掘された貝輪、甲冑、刀剣類は一、五〇〇年前のものといわれている。温泉が発見されたのが応永二六年（一四一九）であるから、温泉の歴史は、約六〇〇余年前にさかのぼることができ。それ以前は、磯部で平地等もなく一漁村に過ぎず、温泉湧出のため次第に戸数が増えたものと考えられる。明治維新後も現在の山つきの町があるに過ぎなかったが、その後埋立工事を行なって市街の形を整え、明治三二年（一八九九）には、明治新田の干拓が完成して広汎な耕地を得、さらに大正の末期に現在の大正町が造成された。

行政区の変遷については、明治七年（一八七四）、大小区制のもとでは、日奈久町、日奈久、馬越、小河内、船倉、羽仁田、千代米、田野河内として第一三大区第五小区に属していた。その後日奈久、馬越が合併して日奈久村に、小河内、船倉、羽仁田が合併して小河内村に、千代米、田野河内が合併して千小田村となり、二年郡区町村編制法の施行により日奈久町、日奈久村、千小田村が河内村を含めて一行政区となったが、一七年小河内村が分離し、二年、三か町村は合併して日奈久村となり、三五年四月町制を施行した。

(八) 二見村

旧藩時代は、田浦手永に属し、洲口、二見、赤松各村が、二見懸に、下大野、井牟田、野田崎の各村が、下大野懸に属していた。明治七年(一八七四)第一三大区第五小区に入り、一二年郡区町村編制法施行のとき下大野、二見、洲口、赤松、野田崎の五か村が一行政区域となった。一二年町村制施行によってこの五か村が合併して二見村となった。

(九) 龍峰村

旧藩時代は、西川田村は野津手永に、東川田村は高田手永に、興善寺村、岡谷川村、岡中村、岡小路村は種山手永に属していた。明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは、これらの地域はすべて第一二大区第一〇小区に属し、一二年郡区町村編制法の施行に伴ない、この六か村が同一行政区域となり、一七年の区域改正の際もそのままであった。一二年町村制施行に伴ない、六か村が合併して龍峰村が設置された。

(一〇) 昭和村

本村は、大正年間に埋立てられたところで、大正一五年(一九二六)千丁村に編入されたが、昭和三年(一九二八)独立して昭和村となった。

## 2 町村合併促進法制定前後の経緯

旧郡築村は、昭和一八年(一九四三)四月一日八代市に編入されたが、終戦後再び分離問題が起こってきた。

当時の新聞により経緯をたどってみると次のとおりである。

県が実情調査

八代市の離脱問題(昭二一・八・二〇・朝日新聞)

八代市築地校区の八代市からの離脱問題について同町青年団幹部は数回にわたって坂田市長と折衝している、同校区は昭和十八年郡築村の併合によって生まれもので、市当局の実情に副わない行政と食糧の供出の不当割当などが直接の原因とみられ、県でも調査団を派遣し状況を調査して……(以下略)。

市から離れて純農村へ

八代市築地町離退問題具体化(昭二三・八・二〇・熊本日日新聞)

一昨年市から村へ復帰するといって騒いだ八代市築地町(元郡築村)では、ま

たも離退問題が再燃具体化し町民千六百余人の署名なつ印をとり、……(中略)

十七日市選挙管理委員会宛左の要旨と理由書を提出した、築地町は千余町歩の郡築新地で小作争議の村として知られ、いまでは県下の“供出のお手本”とされている優良町で、戸数七百五十戸……(以下略)

請求の要旨 八代市築地町の区域に昭和一八年四月一日八代市に合併前の通り郡築村を置く。

請求の理由 郡築村の八代市合併は国策遂行の美名を以て、戦時中南方開発資源による一大工業都市建設を目的として行なわれたもので、今日では既に全く意義を喪失してしまった。また築地町は純然たる農村であるから自主性ある農村に復帰し、八代市併合前に農林大臣より表彰されたような模範的優良村を建設したい。

これについて坂田市長は

全町民の真意の程は知らないが現在眼の前に来ている潮受堤防の補強費、新制中学校の新設等は全町民に知られていないのでそう簡単に離退できまいと思う。請求書が提出された以上選挙管理委員会で決せられるでしょう。

と語り代表者側は次の通り語った。

一、六〇〇余人が署名捺印した事は明らかに離退に同意したもので何等のけがれた点はない。町民の福利のためにやったものだから、当局はその民意をくんで処理する事を希望する。

八代市としてはできれば分離を阻止したい意向であったが、同市内の太田郷町の分離問題も飛び出す等の状況であり、結局築地町の分離を認めることになった。昭和二五年三月二五日の県議会で分離は議決され、同年七月一日から郡築村として独立することになった。しかし、当時の新聞は次のように郡築村の前途を多難であるとみていた。

郡築村の前途は多難

感情対立や経済的負担(昭二五・四・三朝日新聞)

八代市から離脱し元の郡築村に帰ることになった築地町は、反対派と離脱派の勢力がほとんど半々であるため、今後の村運営や財政面には相当苦難の道があるうと市ではみている。新しき道をあゆむ築地町の歴史と今後に残された問題をさぐってみる。

二四年度の築地の市税は約二三二万円、二五年度予算からみた築地の運営費は教育費一三六万円、土木、社会、経済など六〇〇万円、そのほか新制中学建築、排水モーター設備、地元負担約四五〇万円など村としての出費は相当多額にのぼるため果して郡築村がどうしてこの経済的難関を打開して行くか残された課題である。

はたしてこの予想どおり郡築村ではその後も紛争が絶えず、村議会も真つ二つに割れるような状況であり、町村合併促進法制定後は、いずれは八代市への再度合併が予想された。

町村合併促進法制定前から八代市を中心にした大八代市建設の構想が進められており、昭和二六年（一九五一）ごろから次第に強くなってきていた。八代市においては促進法の施行前から同法案の研究を進め、隣接六か町村（八代郡八千把村、高田村、宮地村、金剛村、郡築村と葦北郡日奈久町）の行政資料を集め合併の基礎資料を作成した。これにより六か町村と合併した場合、面積一〇四・八平方キロメートル、人口八二、〇三四人の都市となり、財政的に将来、年間七〇〇万円の人件費が節減され、これに伴う物件費および諸費の節減も考えられるので、これら余剰財源を充当すればもろもろの施設計画が実現できるなどの見通しをたてたほかに、産業振興のうえからも、税負担においても、はるかに有利であることが明白になった。そのあと、合併は順次八代市の先導のもとにおこなわれたが、県の合併試案が発表される前、昭和二八年八月ごろの隣接町の動きを當時の新聞は次のように伝えている。

慎重な各農業村 案外強い「農工併進」への疑心

工都の持つ資力に強味（昭二八・九・三西日本新聞）

八代市の近接町村合併は、さる七月、市議一〇人からなる町村合併特別委員会設置を機として、対象町村に対する踏勘みが始まった。

つぎつぎに実現する熊本市の合併に刺激された市議会から正式運動乗り出しへの火の手が上がり、市当局でも重い腰をあげて八月五日、関係町村当事者と懇談し、いろいろ、非公式、あるいは私的と称しながらいろいろの準備工作が行なわれている。

目標町村は、八代郡八千把、高田、宮地、金剛、郡築五か村と葦北郡日奈久町

の隣接六か町村で合計面積七八平方キロ、人口三四、三七六名で合併が実現すれば八代市は……中略……面積で三倍、人口で二倍に飛躍する。……中略……しかし、八代市が工都であるのに反し、これら六か町村は湯の町日奈久を除いては純農村で、全戸数に対し農家戸数の占める率は、郡築村の九割を筆頭に、金剛七割、八千把、高田ともに五割、最低の宮地でさえ三割、しかも一戸当り耕作反別は山地の多い宮地村は別として八・三反から一町五反（県水準七反強）で八代市の合併のうたい文句「農工併進」に対する疑心が案外強い。

干拓地だから見渡す限り水田で、どうみても市の一部とはいえないとする金剛村長の現状論もあれば、村道や灌漑用水一つにしても、村なら予算のやりくりがつき、財源がないときは村民が公役にて、完成の夜は助役を囲んで酒でも飲む和やかさだが、合併後見ず知らずの市役所にお百度を踏んでもなかなか工事をしなくてはくれないという高田村などの意見は、関係各村農民層に共通している。

金剛、高田、宮地各村では植柳、松高など市の農村部にみるべき施設も育成対策もないとして現在の市農政へ不満をもらしているが、さらに郡築村が市を離脱したことも合併に二の足を踏ませる結果となり、「せまい日奈久町でさえ、夏まつり実施をめぐり旧町と旧村とがしつくりせず、まして郡築村の前例もあり慎重にならざるを得ない」というのが高田、金剛、郡築村等の農民層の声で、郡築村長も「離脱の直接原因は、市農政への不信からだ。市時代にはバラスさえ敷いてもらえなかった村道には、村政復帰とともに年間一〇〇万円近くかけてバラスを敷き、待望の排水施設も完成した。」とこの間の事情を裏うちしている。しかし各農村があげて反対しているわけがなく、八千把村は、八割まで賛成とみられると村長はいっており、高田村でも農繁期に季節託児所を開設したところ一〇〇余人が入所し、農家父兄が八代市への通勤者と協力して幼稚園新設を要望したが、小学校校舎の改築でさえ一、〇〇〇万円以上必要だし、幼稚園、公民館ともに村の財政ではどうにもならない現状で、合併後の発展をみこし、早くも同村一部地価は、坪一、五〇〇円にはねあがっているという。単独校舎の中学校を持たぬ金剛村では、農地改革前まで八代市植柳方面の農家が地主だった関係で村自体に資力の蓄積がなく、村役場の新築が手一杯だから中学校の新築や道路工事等、いまが合併の潮時だとみる青年も多い。

……中略……

八千把の場合、同村字沖の一部漁民に反対があるだけで村議会にも異議がなく来年四月には目鼻がつこうと村長も明言、また高田村では同一俸給で市と町村居住者の住民税の開きから勤労者が合併運動の急先鋒になっているといわれ、村長も「積極的な農民層の反対にあっても、五割以上は賛成だ」と村の大勢を見抜いているところなど一応合併への好材料である。

金剛村長は、外来者が八代市内と思ひ込む宮地、高田、八千把からまず合併すべきだとして、同村は市と日奈久町の間位置するため八代市が将来市民のレクレーション地帯にもくろんでいる日奈久町の合併は同村の向背如何にかかっており、合併に熱心な日奈久町も金剛村にキャスティングボートを握られている形である。

宮地村は市の受入態勢が全然できていない。

八代が上下水道を完備し近代都市の形態を整えるのは、ここ一五年さきだとする村長の意向に同調する者が多いが、一部では市と境界がこみ入っている小寺方面は八千把合併後市に嫁入らせてもよいと部落民の意向を尊重する向きもある。

郡築村の場合さきに離脱したいきさつもあるが現在仕事中の八代築港が同村にまたがっており、有望と折紙をつけられたメタンガス工業化と並んで八代市の資力と手を結びたい色気がないでもなく、八代市の合併のり出しにつき一部では市長選挙に周辺の農村票をかせぐハラだという想像や「市内に工場適地がなくなつたからだ」など見方はさまざまだが、ともかく財源六割を工場に仰ぐ豊かな資力の持主だけに合併をいよいよられた町民もまんざら悪い気ではなく紆余曲折はあつても結局は時代の大勢に強いられ第二次、第三次と小刻みに大八代市へのステップが予想される。

昭和二十八年一月に発表された県の合併試案では、宮地、八千把、金剛、高田、郡築の五か村は八代市と、昭和村は千丁村とそれぞれ合併し、日奈久町、二見村は葦北郡である関係から葦北郡の百済来村と合併する案となっていた。

#### (一) 八千把村、高田村、金剛村の編入合併

八千把村は、地形的にも、政治、経済上も八代市と特に密接な関係を持ち、昭和十五年（一九四〇）の八代市制施行当時からすでに合併問題が起こっていた。村当局は、八代市の行財政の調査、研究を行なつて、村の行財政との比較検討をなし、また村民に対しては部落懇談会等を通じて合併についての啓発を進めた結

果、合併事務は順調に進み、二十八年二月二一日、村議会は、県下の市町村にさきがけて八代市編入を議決し、同時に八代市議会も同文議決を行ない、受け入れの意思を表明した。

一方、高田村も、同年八月五日開催された行政問題懇談会において合併問題が議されて以来、合併の気運が次第に芽ばえ、村議会は特別委員会を設けて、村当局と協力して諸調査と啓発宣伝に乗り出した結果、同年末から翌二十九年初めにかけて合併の気運はますます高まり、世論調査においては合併賛成が九八パーセントとなつた。

この間八千把、高田両村は、市議会に設けられた特別委員会との連絡を図り諸問題を討議した。合併促進協議会の結成を前にして二十九年一月一六日、二か村長、市村の助役などが、県地方事務所において合併事務の初会合を行なつた。その後、事態は急速に進み、同月二〇日、合併促進協議会が発足し、協議会の当面の仕事である建設計画の策定に着手した。これと戦後して金剛村における八代市編入の気運も次第に高まり、その編入時期は他の二か村と同時にしたいという希望であつた。金剛村各部落における協議会においても九五パーセントの支持を得たので、合併促進協議会は新たに金剛村を含んだ規模に再編成を行ない、促進法に基づく建設計画と合併申請書の策定に着手した。

二月二七日には高田村、金剛村両議会においても八代市への編入合併議決がなされ、四月一日から三か村は八代市に編入合併した。

#### (二) 郡築村の編入合併

昭和二十八年（一九五三）一月県が発表した合併試案では、郡築村は再び八代市に編入合併するものとされてきたが、一度八代市から分離したところであり、当初は市からの積極的な呼びかけもなかつたので公式な動きは全然なかつた。また、たとえ合併するにしても分村当時の大きな問題であつた堤防管理の問題と供出問題の取り決めが必要であつた。八代市から分離後も村内は賛成派と反対派に分かれて対立していたが、二十九年二月郡築村平和統一の線が打ち出されて以来、合併気運は急激に高まり、世論調査の結果、投票総数一、六五二票のうち八代市との合併賛成は一、一一〇票となり、その後開かれた村民大会において挙村一致合併することにまとまつた。

八代市側も郡築村が編入を希望するのであれば特に編入に反対すること

はなかったが、八代市が人口五十万人以上の市であるため、編入についての知事の勧告がなければ町村合併促進法の適用がないため、これが問題となったが、結局促進法の適用を受けない合併を行なうことになった。

同六月一日八代市議会および郡築村議会において満場一致で編入に関する議決がなされ、七月一日から施行された。しかし、七月一日施行を前にして、郡築村が不当支出を行なっていたとして六月三〇日八代市議会が非難決議を行なったため、施行後しばらくは郡築村側が八代市への事務引継ぎを拒むという事件もあった。

### (三) 宮地村、日奈久町の編入合併

宮地村においては、町村合併促進法の制定以来漸次八代市編入の気運が醸成されつつあったが、昭和二十九年（一九五四）九月ごろから市、村相互の諸事情調査の進捗に伴ない、急速に合併の世論が強くなり、翌三〇年二月末から三月上旬にかけて完全に市、村側の意見が一致した。

一方日奈久町は、二八年一月県が発表した合併試案では日奈久町、二見村、百済来村の葦北郡内での三か町村合併が予定されており、越郡合併は考えられていなかった。しかし八代市側では、日奈久町と八代市へ編入する計画は早くからあったのに対して、日奈久町では、まず金剛村の八代市編入ができ、さらに葦北郡から抜けることに対する郡内他町村の反応、あるいは、工都との合併の是非等をみてからという考えであったが、二九年九月ごろから市、町相互の諸事情調査の進捗に伴ない、合併の気運は急速に高まったので、町当局は議会の議決により世論調査を行なったところ合併を希望する者が圧倒的多数を占めた。その後、町内は完全に八代市編入にまとまり、三〇年三月一日町議会は満場一致で八代市編入を議決した。こうして宮地村、日奈久町の八代市編入は四月一日施行された。

### (四) 昭和村の編入合併

昭和二八（一九五三）年一月、県が発表した合併試案では、昭和村は東隣の千丁村と合併する案になっていたが、昭和村では将来の発展を考え、八代市への編入合併を望む声が強かった。二九年七月一日、郡築村が八代市に編入されて以来、八代市編入を望む声はますます強くなり、八月二四日、昭和村議会は、満場一致で八代市編入を決議し、同月二六日、八代市に対して編入を申し入れた。

なお、同日行なわれた世論調査では、同村の有権者七〇九人のうち八代市編入

希望者は、六九六人であった。

これに対して八代市側は、同市の当初に計画した六か町村編入のうち、まだ宮地村、日奈久町が編入されておらず、また県の試案では、昭和村は千丁村と合併する案となっていたことなどから確答をさせた。その後三〇年四月一日、宮地村、日奈久町の編入が実現するとともに、昭和村の編入希望もますます強くなるばかりであったので、八代市は、千丁村から昭和村へ合併の申し入れ等があったにもかかわらず八代市編入を決定した。

そこで三二年二月二八日、昭和村議会は、満場一致で八代市編入の議決を行ない、四月一日、昭和村は八代市に編入された。

### (五) 二見村の編入合併

二見村は、昭和二八（一九五三）年一月、県が発表した合併試案では、日奈久町、百済来村と葦北郡北部三か町村で合併する案になっていたが、三〇年四月一日、日奈久町が八代市と合併したので、残る二か村の合併が考えられた。しかし百済来村の一部が反対し、たとえ合併してもこの反対派が分離するようなことになれば八、〇〇〇人の基準人口に達せず、また一方、南の田浦村とは赤松太郎峠があつて合併が困難だったので、結局八代市編入以外に途がなくなった。

その後、三一年二月の世論調査では、村民の九〇パーセント以上が八代市編入を希望していることが判明したので、二月以降再三にわたり八代市および市議会に編入の陳情を行なった。

このような事情により県は、九月当初の合併計画を変更し、二見村は八代市に編入するものとし、百済来村は八代郡上松求麻村、下松求麻村と合併するものとした。この結果、九月二九日、八代市および二見村の議会において満場一致で八代市編入の議決がなされ、翌三二年一月一日、二見村は八代市に編入された。

### (六) 姫戸村の編入申し入れ

天草郡姫戸村は、昭和二八（一九五三）年一月発表された県の合併試案では、同郡阿村、今津村、教良木河内村、楠甫村と合併する案になっていたが、いろいろの事情によりこの五か村合併計画から脱退し、三一年夏ごろにはいずれの町村とも合併しないとの態度を打ち出していた。しかし、未合併村となつては他町村に引き離されてしまうと考え、一二月世論調査を行なった結果、八代市との合併を是とする者が六〇パーセントに達したので、三二年一月二日村議会は八代市へ

の編入を議決した。ところが、この海を越えての合併については天草の町村が反対し、県も反対の意向を示した。

一方、八代市は、三月十一日の議会で龍峰村の編入の議決とともに姫戸村の編入の議決を行なった。これは、姫戸村が石炭岩を産出するところから天草との経済交流の進展をねらい、八代商工会議所が全面的にこの編入に賛成し、この議決となったものと考えられる。ところが県は、議決に基づく申請にもかかわらず、三月二十九日、姫戸村は龍ヶ岳村と合併するよう勧告を行ない、結局姫戸村の八代市編入は実現しなかった。(姫戸村の項参照)

#### (七) 龍峰村の編入合併

昭和二年(一九五三)一月の合併試案では、龍峰村は有佐村および宮原町と合併する案になっていた。この試案に対し、村の北部地区は賛成の意向を示したが、南部地区は八代市との合併を希望し、両者が対立した。その後有佐村が鏡町へ合併してからは、同村内は八代市合併と宮原町合併両派に分かれたが、三〇年一月五日の村議会においては賛成人、反対五で八代市編入が議決され、村当局はただちに八代市に対して編入の申し入れをした。これに対して八代市側では「村内の紛争解決後に考慮する」という状態の分析がなされていた。四月十五日村議会は、「議会は、町村合併に対しては残任期間中いっさい取りあげない」との声明を出すとともに「町村合併に関しては議員の多数決で決定せず、各部落の世論を尊重して円満に解決したい」との申し合わせを行なった。

また、六月一日の住民投票では投票者の九一パーセントが八代市との合併を希望したが、北部部落は棄権した。この住民投票の結果により、八月十三日村議会は八代市編入を再度議決したが、一部の部落においては宮原町合併の声が強くなり、八代市合併を強行すれば分村も辞さないとの強い態度を示したので、村当局は全村一致の合併達成のため再度にわたって村民の説得を行なった。しかし、両派の対立は激しかったため、県地方事務所は岡谷川部落を境にして分村してもしかたがないと考えたこともあった。このような状況のなかで、三一年九月県は従来の合併計画を変更して、龍峰村は千丁村と合併するとの計画を発表したため、それ以後は従来の宮原町合併派と八代市合併派が、千丁村との合併派と八代市との合併派に分かれた。

一〇月二三日の村議会では八代市合併派議員八人のみが出席して八代市編入を

議決し、翌日八代市に編入申し入れを行なった。八代市合併派は、経済面、教育面、あるいは耕作関係などから県の案より八代市編入のほうが合理的であるとしていた。またこのころ知事、県議会に対しては両派の陳情が盛んに行なわれ、三二年三月一日、八代市議会は、姫戸村編入とともに龍峰村の編入を議決し、同日付で両市村長名をもって知事に編入の申請を行なった。しかし、県および町村合併促進審議会は、この編入は県の合併計画外のものであり、しかも龍峰村の議決書に財産処分の議決書が添付されていなかったたのでこの申請を保留し、三月二十九日には龍峰村と千丁村の合併を勧告した。

龍峰村議会においては、三一年一〇月二三日の八代市編入議決後、八代市合併派と千丁村合併派との勢力が逆転しているため、村当局は、千丁村合併派の反撃にあうことを恐れて議会を開かず、また議会を開いてもすぐ閉会にするなどの手段をとったので三二年度の予算が四月になっても成立しないという状況であった。しかし、予算は、県事務所等のあっせんにより八月一日ようやく成立をみたが、三月二十九日の県の合併勧告以後両派の対立はますます強くなり、八月以後村長解職請求が一回、議会解散請求が二回、両派からそれぞれ出される等リコール合戦がくりひろげられた。しかしこれらは手続の不備等いずれも投票までには至らなかった。一方、千丁村は県の勧告どおり龍峰村との合併を望んでいたが、龍峰村内が二分されていたのでどうしようもなかった。

その後三三年に入ってから再び議会解散請求、村長解職請求が出されて成立し、五月二三日賛否投票を行なうまでになったが、投票日の前日になって村長が辞職し、議会も総辞職したので、選挙によって村民の意思を問うことになった。六月八日の選挙の結果、村長には八代市合併派の前村長が当選し、議会も八代市合併派八人、千丁村合併派六人の構成となり、八代市合併派が勝利をおさめた。その結果、八月一日の議会では八代市合併派の議員のみが出席して、八代市編入の議決と財産処分の議決を行なった。この日の議会は最初は反対派も出席していたが、村長が財産処分の議案を提出した際、議場が騒然となったため、議長は地方自治法百二十九条の規定により閉議した。このとき合併反対派の議員は退場したが、その後合併賛成派の議員から地方自治法百十四条の規定に基づく開議請求があったため、議長は、午後一時四五分本会議を再開し、八代市合併派の議員のみが出席して議案を可決した。これに対して合併反対派は三四年九月議決の手續き

に重大な瑕疵があるとの理由で熊本地方裁判所に財産処分議決無効確認訴訟を提起するとともに会議録の記載が事実と反すると議会書記を公文書偽造で告発するという事件もあった。

このようにして村としては、ともかく一応八代市合併への態勢が整ったといえるが、早期合併は再び村内を対立させる恐れがあることなどの考えにより、三四年二月下旬村長、議長、職員など一二人の連名で、知事、町村合併促進審議会へ次のような要旨の趣意書を提出している。

本村と特定市町村との合併に関連する諸問題については、過去を反省するとともに、将来再び過去のように紛糾することなく、できうれば可及的すみやかに、挙村一致の態勢のもとに平和裡にこれが実現の曙光を見いださんとするべく、次第であります。合併に関する紛糾の原因である両派の感情的対立をやわらげるため、あらゆる機会をとらえ融和への方向を示し、村行政においても施設事業等の促進とあわせて挙村一致の態勢を整えつつ合併への気運を啓蒙し、計画をたてつつあることを認識していただくため、この趣意書を提出するものがあります。

#### (一) 本村の現況

(1) 農協合併による、挙村一致の態勢の確立  
合併のためには、龍峰中央農協と龍峰農協の合併が必要である。

#### (2) 施設事業の計画

公民館の建築、小学校給食施設の完備、小学校児童の通学道路の整備  
火葬場の設置、農道の改修が合併前にぜひ必要であること。

#### (二) 特定市町村との合併の時期

本村の特定市町村との合併は、現状下において推進した場合は、村民の意思に反し、村民の福利増進を妨げるのみならず、過去における粉糾を再現するのみか、由々しい事態をも招来すると懸念し、先に述べたとおりあらゆる機会をとらえ、両派の融和を図り、施設事業等を完成し、これと平行して挙村一致の態勢を確立し平和裡に特定市町村との合併を完遂したいと思うのであります。したがって本村は一般村民は熱望する施設事業等が完成することによって本村の合併問題も完結するものと確信するので、合併の時期について、関係当局の絶大なるご理解を願うものであります。

このあと三月三〇日に至り県は従来の勧告を変更し、千丁村は他の町村と合併しないものとし、龍峰村は、八代市へ編入することの勧告を行なった。こうして龍峰村と千丁村の合併案はなくなつたが、この計画変更は三二年三月県が龍峰村、千丁村の合併計画について内閣総理大臣に協議した際「将来八代市に編入することを考慮する」との要望が付されていたことおよび龍峰村の村内事情を考慮して行なわれたものである。この勧告以後龍峰村の千丁村合併派の一部は宮原町との合併を推進しようとするようになった。

八月二六日八代市長、龍峰村長の連名で、さきに出した申請書に欠けていた財産処分の議決書を追加して再び知事に合併の申請がなされた。

県は、一月龍峰村の事情聴取にもむき龍峰村内の一部に反対があるが申請どおり編入を認めるとの態度を決定した。しかし、県はさきの無効確認訴訟との関連、さらには県の合併促進審議会の意見がまとまらないなどの事情により三五年三月議会への提案は見送り、次の六月議会でもうやく可決され、翌三六年三月一日から施行されることになった。この間にも八代市合併賛成派、反対派からの陳情が知事、県議会に対して続けられており、三五年一月一日の龍峰村議会では、編入への態勢が整わないとの理由で翌年三月一日の編入の期日を延期するとの議決を満場一致（一人欠席）で行なう等、最後まで波乱が続いたが、結局予定どおり三六年三月一日編入となつたものである。

### 3 合併条件および協定事項

#### (一) 八千把村、高田村、金剛村の編入

##### (1) 議会議員の選挙

1 合併による補欠選挙は、行なわない。  
2 選挙区は、設けない。

##### (2) 一般職員の身分取扱

1 合併促進法第三十四条の規定に基づき、合併の際現にその職にある合併関係三村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。  
2 職員の給与、恩給および退職手当は、合併関係市村を通じて公正に処理する。

3 一般職の職員で合併後一か年以内に退職を申し出た者に対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を付加した額を支給する。

- ア 合併後三か月以内、普通退職手当額の一〇〇分の八〇
- イ 合併後六か月以内、普通退職手当額の一〇〇分の六〇
- ウ 合併後一か年以内、普通退職手当額の一〇〇分の三〇

(三) 町名

合併関係三村の町名を次のように定めるものとする。

大村町(八千把村)	豊原上町(高田村)	敷川内町(金剛村)
上野町(〃)	〃 中町(〃)	催合町(〃)
海士江町(〃)	〃 下町(〃)	揚町(〃)
古閑上町(〃)	渡町(〃)	高植本町(〃)
〃 中町(〃)	奈良木町(〃)	水島町(〃)
〃 下町(〃)	本野町(〃)	鼠藏町(〃)
〃 浜町(〃)	平山新町(〃)	三江湖町(〃)
田中町(〃)	高下東町(〃)	北原町(〃)
	高下西町(〃)	苜牟田町(〃)

(四) 連絡員

合併関係三村の新設町に各々一人の連絡員を設置する。

(五) 中学校名の変更

合併関係三村の各中学校名をそれぞれ次のとおりとする。

- 八代市立第四中学校(旧八千把中学校)
- 八代市立第五中学校(旧高田中学校)
- 八代市立第六中学校(旧金剛中学校)

(六) 税率

合併関係市村に通用する税率は、合併後不均一課税をなさぬものとする。

(七) 滞納整理

合併関係三村の村税その他収入未済については、合併の前までに極力これを整理するものとする。

(八) 消防分団の人員

高田地区の分団については、その特殊事情にそよう人員を適当に考慮す

るものとする。

(九) 国民健康保険事業

八千把村国民健康保険事業は、合併後も引き続きその地区に存続するものとする。

(一〇) 農業委員会

合併関係三村の農業委員会は、合併後も引き続き各地区に存続するものとする。

(一一) 合併三村の要請事業

合併三村の要請事業は、市の財政事情を考慮し、大八代市建設の大局の見地より漸次整備するものとする。

(一二) 部分林の処分

高田村、金剛村の有する部分林処分については旧慣に従うものとする。

(一三) 郡築村の編入

(一) 議会議員の選挙 合併による補欠選挙は、行なわない。

(二) 一般職員の身分取扱

- 1 市村合併の際、現にその職にある郡築村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員として身分を保有せしめ、勤続年数はこれを継承する。
- 2 職員の給与、恩給および退職手当は、合併関係市村を通じて公正に処理する。
- 3 一般職の職員で、合併後一か年以内に退職を申し出たものに対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を付加した額を支給する。

- ア 合併後三か月以内、普通退職手当額の一〇〇分の八〇
- イ 合併後六か月以内、普通退職手当額の一〇〇分の六〇
- ウ 合併後一か年以内、普通退職手当額の一〇〇分の三〇

(一四) 町名

郡築村の町名を次のように定めるものとする。

- 郡築一番町 郡築七番町
- 郡築二番町 郡築八番町
- 郡築三番町 郡築九番町

郡築四番町 郡築一〇番町  
郡築五番町 郡築一一番町  
郡築六番町 郡築一二番町

(四) 中学校名の変更 旧郡築中学校を八代市立第七中学校とする。

(五) 税率

旧郡築村の市民税については第一期分は現行どおりとし、第二期分以降は八代市税賦課徴収条例によるものとする。

(六) 出張所

1 当分の間旧郡築村役場に出張所を置くものとする。

2 出張所においておおむね次の事務を行なう。

ア 配給に関する事務

イ 市税その他納入に関する事務

ウ 証明に関する事務

エ 暫定的に戸籍ならびに住民登録に関する事務

(七) 滞納整理

村税その地収入未済のものについては、合併の前までに極力これを整理するものとする。

(八) 消防施設の統合整備

1 郡築村の消防機材、器具は、八代市に統合する。

2 郡築村の消防団は、八代市消防団に統合し、次のとおり分団を設置する。

分団数 二 人員 二〇〇人

3 分団助成金については将来団員数に応じて配分するよう考慮すること。

(九) 海岸堤防の維持管理

郡築海岸堤防は、八代地方一帯に対する海岸防壁をなすものである。よって本堤防の維持管理は将来国移管か県移管が当然であるが、その地域的特異性にかんがみ、八代市において維持管理をなし予算的措置を講ずること。

排水機に対する経費補助負担

(一〇) 大工場誘致と都市文化の近代化により、近年特に排水量の増大による被害は、食糧増産意欲に燃える郡築村民の困苦焦慮のはなはだしいにかんがみ、その応急対策として排水機を設置したが、その基因は八代地方一帯

の排水が郡築村に集中するためであって、本件経費は、八代地方住民の共同負担にまつべきものである。よって八代地方住民の経費負担は、当然八代市の責任において、予算措置を講ずること。なお、市は、農政対策として本年水害最盛期において郡築村一帯を視察し、必要と認める場合は他に優先してさらに一台の排水機を設置すること。

(一一) 供出割当

供出米割当に関しては昭和二五年度から同二八年度に至る四か年の平均供出量を勘案し、これが適正を期すること。

(一二) 農業委員会の存置 農業委員会は、現在のまま存置すること。

(一三) 土地改良区独立

郡築の特殊地域にかんがみ、土地改良の整備と農業経営の合理化を図るため土地改良区は独立したが、郡築農民の努力にこたえ、左の措置を講ぜられよう要望する。

1 農業生産の拡充のため農地の改良ならびに整備の総合調査とこれが計画樹立に対して予算措置を講ずること。

2 事業執行の円滑化を図るため融通資金の取扱いの簡素化を図ること。

3 各地帯の特殊事情に適應し、農業負担力を考慮し、技術的財政的に援助をなすこと。

(一四) 農業共済組合の存置

農業共済組合は、前編入合併同様な処置をすること。

(一五) 新制中学、保育園建設

新制中学第二期建設工事ならびに保育園建設工事は、早急に実施すること。

(一六) 道路整備

昭和二九年度計画中の白島道路の建設は、八代港埋立と並行して完成するとともに、郡築中央道路を幅員七メートル道路に改修実施すること。

(一七) 無電灯家屋電灯架設

昭和二九年度計画中の無電灯家屋三〇戸に対する電灯架設を実現すること。

(一八) 郡築内公共施設

郡築内公共施設に関しては、調査のうえ、市の公共施設の線までにその水準を引きあげるよう留意すること。

(一九) 郡築公的夫役

郡築における公的夫役は、直接産業に係る関係ある用排水は別として、現在、市と関連性ある排水の夫役は、公的と認め、経費は市の負担とすること。

(二〇) 新干拓地移住

八代港干拓地完成の暁には、従来郡築村からその干拓に対する負担金の負担をなしておる関係上、他の校区に優先して、郡築村の二、三男の移住を認めること。

(二一) 旧農協整理ならびに新農協統合

旧農協整理ならびに新農協統合に関しては、郡築平和統一の根本条件であり、市合併条件であったので、市は、これ等に対する助成金その他あつせんについては極力良識をもって善処を確約すること。

(二二) 議会議員、教育委員会委員ならびに役場三役の措置

議員、教育委員会委員ならびに役場三役の身分に関しては、八千把、高田、金剛合併と同様な処置をすること。

(三) 宮地村の編入

(一) 宮地村小学校建築事業

宮地村小学校建築事業は、継続事業として引き継ぐが、財源の都合により計画変更することがある。

(二) 国民健康保険直営宮地病院

宮地村国民健康保険直営宮地病院は、八代市に引き継ぎ従前どおり経営すること。

(三) 国民健康保険に対する繰入金

宮地村国民健康保険特別会計に対する繰入金の額は、五〇万円とすること。

(四) 三役の退職金

宮地村三役の退職金は、旧合併四か村の例により支給すること。

(五) 議会議員の選挙 選挙区は、設けない。

(六) 一般職員の身分取扱

1 合併促進法第二四条の規定に基づき、市村合併の際、現にその職にある宮地村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員として身分を保有せしめ、

職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 職員の給与、恩給および退職手当は、合併関係市村を通じ公正に処理する。

3 一般職の職員で合併後一か年以内に退職を申し出たものに対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を付加した額を支給する。

ア 合併後三か月以内、普通退職手当額の二〇〇分の八〇

イ 合併後六か月以内、普通退職手当額の二〇〇分の六〇

ウ 合併後一か年以内、普通退職手当額の二〇〇分の三〇

(七) 中学校名の変更 宮地村中学校を八代市立第八中学校と改名する。

(八) 税率

宮地村の税率は、合併後八代市と均一課税をなすものとする。

(九) 滞納整理

宮地村の村税その他収入未済については、合併の前までに極力これを整理するものとする。

(一〇) 部分林の処分

宮地村の有する部分林については旧慣に従うものとする。

(一一) 町名 宮地村の町名を次のように定めるものとする。

妙見町 西宮町 宮地町 古麓町 東町

(一二) 町内長 宮地村の新設町に各々一人の町内長を設置する。

(一三) 農業委員会

宮地村の選挙による農業委員中、町村合併促進法第九条の三の規定に基づき、一人をその互選により八代市の選挙による農業委員とし、他は地区委員とする。

(一四) 消防分団

宮地村の消防分団数は、三分団（人員一四〇人）とする。

(四) 日奈久町の編入

(一) 上水道の設置

継続事業として引き継ぐが、財源の都合により計画を変更することがある。

(二) 災害復旧事業

継続事業として引き継ぐものとする。

(三) 公営住宅建設事業 継続事業として引き継ぐものとする。

(四) 明治新田地区揚排水地区

本事業計画の施行による受益地域は、日奈久のみならず金剛、高田、植柳を包含するものであり、農業振興上必須の事業であることを確認する。したがって、これが実現には最善をつくす所存である。すでに、県は、九州農地事務局と協力して球磨川南岸の湿地帯を対象とする排水工事を農林省直轄工事として実施すべく政府に申請しているので、調査完了のうえは、これが早期着工を強力に推進する。

(五) 教育施設

実情調査のうえ、市の現有施設等をも考慮し、緊急度に応じ逐次実施する。

(六) 港湾施設改修

改修計画案を作成し、実情に応じ緊急措置すべき部分より実施する。

(七) 遊園地の設置

観光地帯として必須の施設である。したがって、これが実施については暫定案を排し本格的計画を推進せしめるよう都市計画法の適用を受け、建設地域の選定、土地買収の範囲、施設内容を決定し、早期実現を図る。

(八) 道路舗装 町内の要請にそうよう努力する。

(九) 議会の議員の選挙に関する事項 選挙区は、設けない。

(一〇) 一般職員の身分取扱

1 市村合併の際現にその職にある日奈久町の一般職の職員は、引き続き八代市の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

2 職員の給与、恩給および退職手当は、合併関係市町を通じて公正に処理する。

3 一般職の職員で合併後一か年以内に退職を申し出た者に対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を付加した額を支給する。

ア 合併後三か月以内、普通退職手当額の二〇〇分の八〇

イ 合併後六か月以内、普通退職手当額の二〇〇分の六〇

ウ 合併後一か年以内、普通退職手当額の二〇〇分の三〇

(一一) 中学校名の変更

日奈久町中学校を八代市立第九中学校と改名する。

(一二) 税率

日奈久町の税率は、合併後八代市と均一課税をなすものとする。

(一三) 滞納整理

日奈久町の町税、その他収入未済については合併の前までに極力これを整理するものとする。

(一四) 消防団

日奈久町の消防分団の数は、三分団（人員一九〇人）とし、別に日奈久消防自動車班（一六人）を置く。

(一五) 農業委員会

日奈久町の農業委員会委員を八代市農業委員会の地区委員とし、その互選により一人を八代市の選挙による農業委員に準ずる地区代表者とする。

(一六) 出張所の設置および取扱事務

1 旧町役場に日奈久出張所を置く。

2 出張所においては次の事務を行なう。

ア 配給に関する事務

イ 市税その他納入に関する事務

ウ 証明に関する事務

エ 戸籍ならびに住民登録に関する事務

オ 観光に関する事務の一部

(一七) 町名

日奈久町の町名を次のように定めるものとする。

日奈久新開町 日奈久浜町 日奈久中西町

日奈久大坪町 日奈久竹之内町 日奈久東町

日奈久下西町 日奈久新田町 日奈久塩北町

日奈久中町 日奈久馬越町 日奈久山下町

日奈久塩南町 日奈久上西町

(一八) 町内長 日奈久町の新設町に各々一人の町内長を設置する。

(一九) 昭和村編入

(二〇) 議会の議員の選挙 選挙区は、設けない。

(二) 一般職員の身分取扱

- 1 町村合併促進法第二十四条の規定に基づき、合併の際、現にその職にある昭和村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員として身分を保有せしめ、昭和村における勤続年数は、これを通算する。
  - 2 職員の給与、恩給および退職手当の支給については合併関係市村を通じ公正に処理する。
  - 3 合併後一年以内に退職を申し出た者に対しては、普通退職手当の額に左に掲げる割合を付加した額を支給する。
    - ア 三か月以内一〇〇分の八〇
    - イ 六か月以内一〇〇分の六〇
    - ウ 一か年以内一〇〇分の三〇
- (三) 町名 昭和村の町名を次のように定める。  
昭和新町 昭和明徴町 昭和同仁町
- (四) 町内長 昭和村の新設町に各々一人の町内長を設ける。
- (五) 中学校 千丁村外二か村中学校を脱退し、全面的に第七中学校に統合する。
- (六) 出張所の設置および取扱事務
- 1 旧村役場に昭和出張所を置く。
  - 2 出張所においておおむね次の事務を行なう。
    - ア 主食配給に関する事務
    - イ 市税その他徴収に関する事務
    - ウ 証明に関する事務
    - エ 暫定的に戸籍ならびに住民登録に関する事務
- (七) 税率 昭和村の税率は、合併後八代市と均一課税をなす。
- (八) 滞納整理 昭和村の村税その他収入未済については、合併前までに極力これを整理するものとする。
- (九) 消防分団 昭和村の消防団は、八代市消防団に統合し次のように分団を設置する。

分団数一 人員九〇人

- (一〇) 農業委員会
- 1 昭和村の選挙による農業委員については、町村合併促進法第九条の三の規定に基づき、定員を一人とし、その互選により八代市の選挙による農業委員として任期を昭和三年七月一九日まで延長し引き続き在任せしめる。
  - 2 昭和村の新設町内に農業委員会の推薦による八代市農業委員会地区委員各々一人を委嘱する。
    - (一) 教育施設 実情に応じ逐次整備する。
    - (二) 土木施設の整備 市の体制の関連において漸次整備する。
    - (三) 公共施設の整備 実情と財政を考慮し、市内の水準まで引きあげるよう逐次整備拡張する。
- (六) 二見村の編入
- (一) 議会議員の選挙 選挙区は、設けない。
  - (二) 一般職員の身分取扱
- 1 町村合併促進法第二十四条の規定に基づき、合併の際、現にその職にある二見村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員としての身分を保有せしめ、二見村における勤続年数は、これを通算する。
  - 2 職員の給与、恩給および退職手当の支給については、合併関係市町村を通じ公正に処理する。
- (三) 出張所の設置および取扱事務
- 1 旧町役場に当分の間二見出張所を置く。
  - 2 出張所においておおむね次の事務を行なう。
    - ア 配給に関する事務
    - イ 証明に関する事務
    - ウ 市税その他賦課徴収に関する事務
    - エ 戸籍ならびに住民登録に関する事務
- (四) 消防分団 二見村の消防団は、八代市消防団に統合し、次のように分団を設置する。  
分団数三 人員一五〇人

(五) 学校名 中、小学校の校名を次のように定める。

八代市立二見中学校 八代市立二見小学校

八代市立二見小学校小藪分校 八代市立二見小学校田子崎分校

(六) 教育施設

実情ならびに財政事情を考慮し逐次整備する。

(七) 国民健康保険および診療所

国民健康保険事業および診療所はこれを存続し、診療施設は実情に応じ財政事情を考慮し、逐次整備する。

(八) 観光施設 実情ならびに財政事情を考慮し研究する。

(九) 災害復旧工事

1 村工事については実情ならびに財政事情を考慮し、逐次整備する。

2 県直轄工事については急速なる復旧が行なわれるよう県に要望すること  
に努める。

(一〇) 農業委員会委員

二見村の農業委員会委員の一人をその互選により八代市の農業委員に準ずる代表者とする。

(一一) 部分林

二見村と八代宮林署との間に締結されている部分林設定契約は、そのまま継承、造林育成をはかる。

(一二) 滞納整理

二見村の村税その他収入未済額については、合併前までに極力これを整理するものとする。

(一三) その他

特別職の失職により相当長期間にわたり村内に公職が曠欠するが、これにより行政が不円滑に陥らざるよう善処する。

## (七) 龍峰村の編入

(一) 議会議員の選挙 選挙区は、設けない。

(二) 一般職員の身分取扱

1 合併の際現にその職にある龍峰村の一般職の職員は、引き続き八代市の職員

として身分を保有せしめ、龍峰村における勤続年数は、これを通算する。

2 職員の給与、恩給および退職手当の支給については、合併関係市村を通じて公正に処理する。

3 合併後一か年以内に希望により退職を申し出た者に対しては、八代市職員退職手当支給条例第六条の規定に基づく退職手当を支給する。

(三) 町の設置

合併と同時に龍峰村区域内に三町を設置する。ただし、町名その他については別途協議する。

(四) 嘱託員

龍峰村新設町内に各々一人の町内嘱託員を置く。

(五) 消防分団

龍峰村の消防団は、八代市消防団に統合し、分団の数および団員数を次のように定める。

(六) 学校

1 小学校の名称を八代市立龍峰小学校とする。

2 宮原町ほか二か町村組合立氷川中学校は、現在のまま存続し、その名称は、別途協議する。

3 千丁村ほか一か村組合立中央中学校は、昭和三六年三月三十一日まで存続し、四月一日から同校に通学する生徒は、八代市立中学校に統合する。

(七) 滞納整理

龍峰村の村税その他の滞納金および収入未済金については、合併前極力整理するものとする。

(八) 教育、土木、農業その他の公共施設の整備

八代市建設の大局的見地に立脚し、市財政の実情と市の一体性の関連において漸次市内の水準まで引きあげるよう整備拡充する。

(九) 出張所の設置および取扱事務

1 旧村役場に当分の間龍峰村出張所を置く。

2 出張所においておこなね次の事務を行なう。

ア 戸籍、住民登録に関する事務

イ 市税その他徴収に関する事務

ウ 主食配給等に関する事務

エ 諸証明に関する事務

オ その他八代市出張所設置条例施行規則に定める事務

(二〇) 国有林の払い下げ

市の建設計画に基づき払い下げの申請をなす。

龍峰村としての要望事項

(一) 龍峰山麓産業道路の開発

龍峰山麓の産業道路開発についてはなるべく早く実現するように配慮してください。

(二) 国有林払い下げ後の土地

払い下げ後の土地については果樹園造成のため龍峰地域に対して利用されるよう配慮してください。

(三) 医療施設

峰村は、現在無医村のため急患が発生した場合、精神的にも時間的にも相当な不安と不便があるのでその対策を講じてください。

#### 4 合併時の三役及び正副議長

(一) 八千把村ほか二か村編入

市村名	長	助役	収入役	議長	副議長
八代市	古賀 清紀	永江富次郎 栗名本義武	橋本 朝房	浜 新次郎	和田半次郎
千代把村	寺田 武男	朝田 長	迎田 謙蔵	満田 正雄	松永 品吉
高田村	満田 正軌	郡 矩方	豊岡 末喜	豊岡 正喜	広岡喜太郎
金剛村	垣田 美敏	小島亥之記	田中 正行	岡山 万作	香月 季義

(二) 郡築村の編入

市町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
八代市	古賀 清紀	永江富次郎 栗名本義武	橋本 朝房	浜 新次郎	和田半次郎
郡築村	田辺 義道	藤井 静馬	上田 日義	山田 実年	上村 松生

(三) 宮地村、日奈久町の編入

八代市	古賀 清紀	永江富次郎 栗名本義武	橋本 朝房	浜 新次郎	和田半次郎
宮地村	坂西 林吉	市村 徳兵	岩坂 利雄	木村 八一	奥村慶次郎
日奈久町	松本栄之助	那須哲太郎	高田 克己	松本豊三郎	福田 親人

(四) 昭和村の編入

八代市	坂田 道男	永江富次郎	橋本 朝房	西村 光弘	松本栄之助
昭和村	長谷川佐久馬	木村 二七	坂田 霞	江崎 直敏	畑中 広太

(五) 二見村の編入

八代市	坂田 道男	永江富次郎	橋本 朝房	浜 新次郎	村上龜次郎
二見村	山本守三郎	田中 一之	浜田 義美	山崎 光次	坂口平四郎

(六) 龍峰村の編入

八代市	坂田 道男	永江富次郎 亀田 蕃	富田 元吉	村上龜次郎	矢鍬 康夫
龍峰村	岡川 貞喜	一	本田 勝馬	窪田 光太	宮本 義明

5 合併時の関係市町村の現況表

(一) 八千把村ほか二か村編入

前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	官公署		業態の割合						面積 平方 メートル	戸数	人口	区分			
				中学校 以上 の学校	中学校	都市的 業態			その他 の業態							積 平方 メートル	戸数	人口
						計	農 業 人	農 業 人	計	農 業 人	農 業 人							
三五、四二	二八、二三	二九、五七	三八、三六	五	七	四六、九四	三、七四四	一、四一七〇	一八、〇八七	七、三九三	一〇、六九五	五七、〇五	二、二六七〇	六八、六六五	八代市			
三〇、五七	二四、〇〇	三七、五九	一八、七五	五	四	三四、五一	二、九五五	四、五五五	一、三五〇七	五、五七六	七、九三二	二七、〇七八	九、七二	五〇、七五二	合併市町村			
二、三三	二、五三	一、四九	一六、二七	一	一	三、八五七	一、九八一	一、八七六	一、六三〇	三、八〇	一、二五〇	七、二三	九、七二	五八、七三	八代市 千丁把村 高田村 金剛村			
三、三五	八、七五	五、七	八、四五	一	一	三、五三七	六、四一	二、八九六	二、四七五	一、二〇〇	一、二七五	九、〇四	一、〇四七	六〇、九八				
一八、五七	一四、〇七五	三七	一、三七一	一	一	五、三六九	五、六六	四、八〇三	四、七五	二、六	三、九	一、三、七〇	九、四〇	五、九四二				

(二) 郡築村の編入

県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	官公署		業態の割合						面積 平方 メートル	戸数	人口	区分			
		中学校 以上 の学校	中学校	都市的 業態			その他 の業態							積 平方 メートル	戸数	人口
				計	農 業 人	農 業 人	計	農 業 人	農 業 人							
三〇、一五	三四、二九	五	八	五〇	五	五、五三	三、五六〇	一、六八四二	二、七六	九、七二	二、九九五	六、七、二	三、九九八	七四、二〇三	八代市	
三、九八七	三、八六八	五	七	四七	四	四、八四九	三、三、四	一、四八八五	二、三七八	九、六四	一、七、五	五、七、〇	一、三、三三	六九、五三七	合併市町村	
二、五	五、六〇	一	一	三	一	四、三、八二	二、四、二六	一、九五六	三、三八	七、八	二、六〇	一、〇、一	一、〇、一	四、六、七六	郡築村	
二、五	五、六〇	一	一	三	一	四、三、八二	二、四、二六	一、九五六	三、三八	七、八	二、六〇	一、〇、一	一、〇、一	四、六、七六		

生産額	会社、工場 事業場 (資本金五百 万円以上)			
	計 千円	農 産 千円	鉱 産 千円	工業 千円
一四、七、七、八九	一〇、五、三、八四	五、三、八六	二、八、九四	二、一、六〇
四、三、五、九七	三、六、〇、〇〇	三、八、九四	二、八、九四	二、一、六〇
三、九、六、六	三、三、〇、一	三、三、〇、一	三、三、〇、一	三、三、〇、一
一四、四、四四	一〇、五、三、八四	五、三、八六	二、八、九四	二、一、六〇

上の学校 中学校以 上の学校	官 公 署	業 態 の 割 合						面 積 平 方 米	戸 数	人 口	区 分
		都 市 的 業 態			そ の 他 の 業 態						
		商 工 業 人	そ の 他 人	計 人	農 業 人	そ の 他 人	計 人				
五	六三	一、九四七	二、二四一	一〇、一五三	一、四九四	一、九四七	一、五九四	八、九〇四	八代市	八代市	
五	五五	一、六八四	九、七二	六、七二	一、九九五	一、四〇七	一、五九七	七、五九	八代市	合併市町村	
一	三	一、三〇	一、七六一	二、二五	六、六〇	九〇	一、五九七	五、二〇	宮地村	宮地村	
一	五	一、二六六	七、五九	一、三三〇	六、三九	一、五九七	一、五九七	七、九七五	日奈久町	日奈久町	
		一、二六六	七、五九	一、三三〇	六、三九	一、五九七	一、五九七	七、九七五			

(三) 宮地村、日奈久町の編入

生 産 額	計 千円	そ の 他 千円	農 産 千円	飲 工 産 千円	社 会 事 業 場 (資本金五百 万円以上)	前 年 度 予 算 総 額 千円	市 町 村 税 納 税 額 千円						
								二四八七、〇五二	三、五九、〇〇	六、五九、三三	一〇、五三、六四	四、二、九七	三、三、〇二
								一四七、七九九	三、五三、〇〇	五、二、八八	一〇、五三、六四	三、八、〇七	三、一、七二
								一、五、一五	二、五、〇〇	一、六、〇三	二、〇〇	三、三、六三	九、五五

官 公 署	業 態 の 割 合						面 積 平 方 米	戸 数	人 口	区 分
	都 市 的 業 態			そ の 他 の 業 態						
	商 工 業 人	そ の 他 人	計 人	農 業 人	そ の 他 人	計 人				
六四	六三、九〇七	四、〇九一	二〇、八六	一、三、五五	一、四八四	一、〇八、一〇	一、七、〇〇五	九、三、三七	八代市	八代市
六三	六、一七二	四、五四四	一、九六七	一、三、五五	一、四八四	一、〇三、三三	一、七、〇〇〇	九、〇、六六	八代市	合併市町村
一	一、七三六	五四七	一、一八九	一、三、五五	一、四八四	一、〇三、三三	一、七、〇〇〇	一、七、三二	昭和村	昭和村
		五四七	一、一八九	一、三、五五	一、四八四	一、〇三、三三	一、七、〇〇〇	一、七、三二		

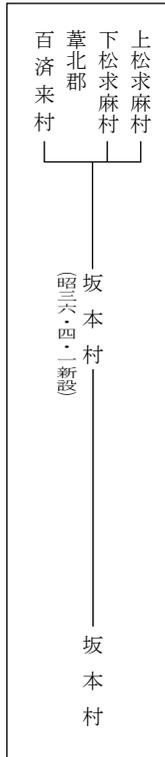
(四) 昭和村の編入

生 産 額	計 千円	そ の 他 千円	農 産 千円	飲 工 産 千円	社 会 事 業 場 (資本金五百 万円以上)	前 年 度 予 算 総 額 千円	市 町 村 税 納 税 額 千円	国 税 納 税 額 千円							
									二四八七、〇五二	二、二四九	七、四六六	一〇、六五、〇三	四、二、九七	三、七、一九九	二、四、四六
									二四八七、〇五二	六、二九七	六、五九、三三	一〇、五三、六四	四、二、九七	三、三、〇二	二、四、四六
									一、九、八四	四、五五	三、三、五七	一、〇〇〇	二、二、八九	一、五、五二	一、五、九四

業 態 の 割 合	面					戸 数	人 口	区 分	八 代 市	合 併 市 村	
	都 市 的 業 態	農 業	そ の 他	商 工 業 人	積 平 方 料					八 代 市	二 見 村
	一五、〇五五	二八、七五七	二四、一三三	一四、〇五五	二四、七三	一七、九五五	九三、九八	四、五三	一、三六七	一、三六七	
	二一、〇七	二八、七五七	二四、一三三	一四、〇五五	二四、七三	一七、九五五	九三、九八	四、五三	一、三六七	一、三六七	

(五) 二見村の編入

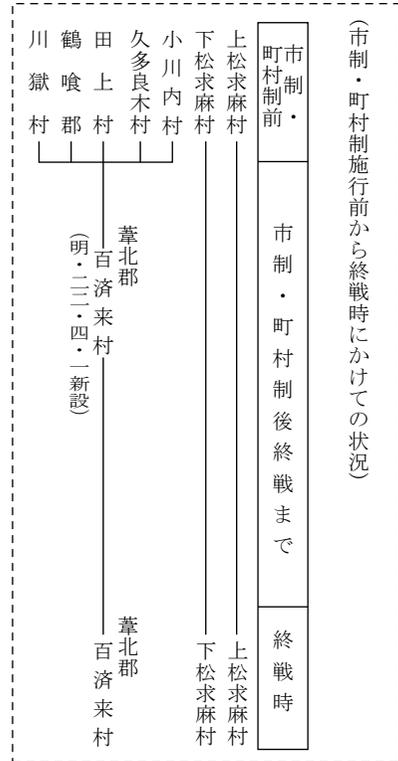
生 産 額	中 学 校 以 上 の 学 校		前 年 度 予 算 総 額	市 町 村 税 納 税 額	県 税 納 税 額	国 税 納 税 額	社 会 社、工 場、事 業 場 (資 本 金 五 百 万 円 以 上)
	高 等 学 校	中 学 校					
計	一、〇、七〇〇	一、〇	一、四	一、八〇三	四、九六四	一、〇〇〇	一、四
そ の 他	五、六四〇	—	—	—	—	—	—
農 産	—	—	—	—	—	—	—
工 産	—	—	—	—	—	—	—
計	一、〇、七〇〇	一、〇	一、四	一、八〇三	四、九六四	一、〇〇〇	一、四



1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革  
【旧八代郡坂本村における合併の歴史】

生 産 額	官 公 署		前 年 度 予 算 総 額	市 町 村 税 納 税 額	県 税 納 税 額	国 税 納 税 額	中 学 校 以 上 の 学 校
	計	人					
計	六、八七五	六、八七五	一、四	一、八〇三	四、九六四	一、〇〇〇	一、〇
そ の 他	四、九八〇	—	—	—	—	—	—
農 産	—	—	—	—	—	—	—
工 産	—	—	—	—	—	—	—
計	六、八七五	六、八七五	一、四	一、八〇三	四、九六四	一、〇〇〇	一、〇

(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 上松求麻村、下松求麻村

両村は、古くから松求麻と称し、明治初年まで八代郡高田手永に属していた。明治七年(一八七四)の改正大小区制においては第一三大区第三小区に属していたが、その後、九年、松求麻村は両村に分かれた。一二年郡区町村編制法の施行に伴ない、合併して再び松求麻村となり、さらに、一七年、再び分割して二村となったが、その後行政区域の変更はなかった。

(二) 百済来村

本村地域は、旧藩時代は葦北八手永の二見手永に属したが、寛文二年(一六七二)二見手永は廃止されて田浦手永に属し、俗称を百済帰と言われていた。これは、宣化天皇時代の国造刑部鞠部阿利斯登の子日羅が隣国百済に渡海して国王に数十年仕え、非常に信任され、官達率に昇進していたが、敏達天皇の任那日本府復興に対する御下問に答えるため帰朝したという古事により百済帰と称したためと伝えられている。

明治七年(一八七四)の改正大小区制においては、久多良木、大門瀬、鶴喰、小河内、船倉、羽仁田、田野字楚、上良石、破木、興奈久、鎌瀬、瀬戸石の各村は第一三大区第五小区に編入されたが、その後久多良木、大門瀬が合併して久多良木村となり、田野字楚、上良石が合併して田上村となり、破木、鎌瀬、興奈久、瀬戸石が合併して川嶽村となり、小河内、船倉、羽仁田が合併して小

河内村となった。一二年郡区町村編制法の施行の際、久多良木、鶴喰、田上、川嶽の四か村が同一行政区域となり、一七年の区域修正により前記四か村に小川内村を加えて、五か村で同一戸長役場区域となり、一二年町村制施行により合併して百済来村となった。

## 2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年(一九五三)一月、促進法の施行に伴ない県が発表した合併試案では、上松求麻村と下松求麻村を合併し、葦北郡百済来村は同郡の日奈久町、二見村と合併する案になっており、郡を越えての合併は考えられていなかった。ところが日奈久町は三〇年四月一日単独で八代市に編入合併したため、県試案の百済来村ほか二か村合併は立消えの形になり、その後、二見村から百済来村に合併の申し入れもあったが機を得なかった。一方、上松求麻村および下松求麻村は、沿革にもあるとおり、以前は一つの村であったものを分割したという経緯もあり、また、両村とも財政力が豊かであったため、村当局、議会、住民間には合併の必要性はさほど強くは感じられていなかった。

このような状況を考慮して、県は、三二年九月合併計画を変更して上松求麻村、下松求麻村および百済来村の三か村合併と二見村の八代市編入を計画した。その後三か村合併の推進については、県から数回の申し入れがあったが、三か村は各村ごとに意見が異なり、合併の気運は一向に進展しなかった。そこで県は、三二年一月一日に至り新市町村建設促進法に基づき三か村合併の勧告を行なった。

これに対して、下松求麻村は四月九日に、百済来村は四月一〇日にそれぞれの議会において三か村合併の議決を行ない、県に対しては合併賛成を表明した。

しかし、上松求麻村は、四月二日に「本村は、県において目下指導奨励されつつある新市町村建設五か年計画に基づき、昭和三二年度より三十六年度までの村造り計画案を樹立したので、五か年間を準備期間と定めて三七年四月から合併を実施する。」という付帯条件を付して合併に対する村の意見を表明した。この付帯条件をつけたのは、村議会において「答申書は五か年に固執することなく法の改正、その他の事由により村政に有益と思考される場合は、その都度さらに研究して変更することがあることを前提として認める。」との審議の際了解事項があったためであるが、上松求麻村のこの態度により結局合併問題は進展しなかった。

この間の各村の状況をみると、下松求麻村では、村当局は別に合併に反対ではなかったが、住民の一部には上松求麻村との二か村合併を希望する者と八代市編入を希望する者があり、百済来村では、三か村合併に反対はなく、早期合併を望んでいた。

県は、三四年三月三〇日町村合併の最終処理計画を定めたが、この三か村合併は今後も努力を続けるべきであるとの結論を出した。このように三か村合併がおくれたのは、上松求麻村に十条製紙坂本工場などがあつて村財政が極めて豊かであったこと、さらには越郡合併であつたので、三か村合併が実現すれば郡の境界変更となり、葦北郡の県議会議員の定数の減少が起る等の理由があつたためと思われる。

しかし、その後次第に三か村合併の気運が生まれてきたので、三六年一月六日三村の村長、助役、正副議長、正副合併特別委員長、議会議長が集まり、合併促進についての打ち合わせを行なつた結果、三か村合併協議会を設置した。この合同会議の結論としては、同年四月一日合併を目標とし、その間建設計画作成等の合併事務を進めるとともに、関係村民に対する啓発を行うことなどを申し合わせた。

その後は関係者の努力により予定どおり合併問題は進展し、同年四月一日、三か村は、合併したが、この合併は、新市町村建設促進法を適用した県下で最後の合併であつた。

合併に際し、合併村の村民から新村名を公募した結果、「坂本村」をはじめ、四一四にのぼる村名の応募があつた。これを村名審査委員会において審査した結果、「坂本村」および「水明村」が最後まで残つたので、さらに慎重審査の末「坂本村」と決定した。坂本村は、上松求麻村の大字の地名であるが、合併後は、この坂本がほぼ新村の中心に位置し、また国鉄坂本駅の名とともに、上松求麻村に十条製紙の坂本工場があつたことなどにより、上、下松求麻村地区は古くから村内の人々の間で通称「さかもと」と呼ばれ、住民に親しまれた名であつた。

### 3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 上松求麻村、下松求麻村、百済米村の合体合併とする。
- (二) 実施の時期 昭和三六年四月一日

(三) 新村名 「坂本村」とする。

(四) 役場は、熊本県八代郡上松求麻村四二二八番地の五に置く。

出張所は、最大四か年に限り葦北郡百済来村大字田上一三八〇番地に置く。

(五) 議員の選挙区および定数

1 議員の定数は二六人とする。

2 新村発足後第一回の選挙に限り、旧村の区域を単位に選挙区を設け、議員の定数は、次のとおりとする。

下松求麻村 一人 上松求麻村 一〇人 百済米村 五人

(六) 選挙による農業委員会委員の定数

選挙による農業委員会委員の定数は、一五人とする。

(七) 合併関係町村の職員の身分取扱い

1 新市町村建設促進法第二八条第四項の規定により、町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有させ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

2 特別職の退職手当に関しては、関係村間の均衡を失しないよう考慮する。

(八) 資産および負債

1 合併関係村有の財産は、無条件で新村に引き継ぐ。

2 合併関係村有の負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(九) 国民健康保険

合併と同時に新村に引き継ぎ、税率は同一方式を採用する。

(一〇) 町村税 均一課税とする。

(一一) 村営診療所 合併と同時に新村に引き継ぐ。

(一二) 字の名称 合併関係村の字を別紙(略)のように設置する。

(一三) 小学校の統合

百済来村川岳小学校を廃止し、昭和三六年四月一日から上松求麻村第二小学校に統合する。その他は、従来どおりとする。

(一四) 部落嘱託員の設置

合併関係村の嘱託員は、現在のまま存置し、逐次整理統合する。

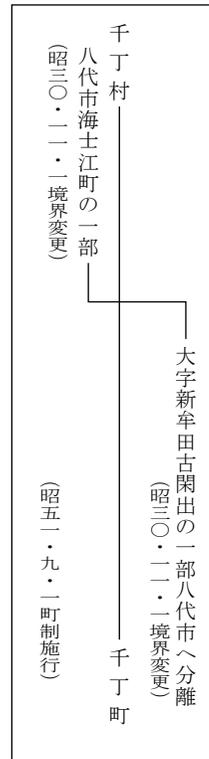
(一五) 消防団の統合編成 消防団は統合するものとする。

(一六) 各種団体の統合方針

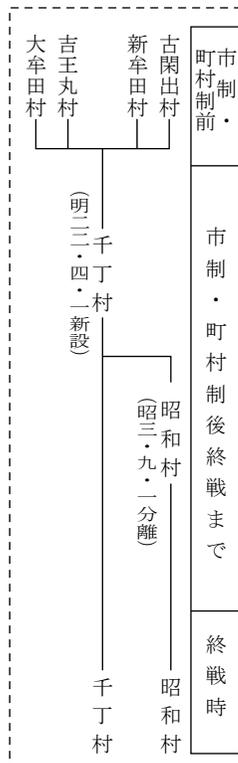


【旧八代郡千丁町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



旧藩時代、新牟田、吉王丸、古閑出地区は高田手永に属し、大牟田地区は野津手永に属していた。明治五年（一八七二）官選の戸町が置かれた際は、新牟田、吉王丸、南吉王丸は同一戸長の配下に属し、後の大牟田地区と古閑出は、各々行政区域を異にしていた。七年大牟田、新牟田、吉王丸地区は第一二大区第一〇小区に属し、古閑出は同第一一小区に属し、同九年吉王丸、南吉王丸は合併して吉王丸に、上土、北、外牟田は合併して大牟田となった。一二年郡区町村編制法の施行に伴い大牟田、新牟田、吉王丸は同一の戸長役場区域に編入され、古閑出は

古閑と組んだが、一七年の行政区域の改正によって四村が大牟田村列にまとめられ二三年町村制の施行に伴い、この四か村が合併して千丁村となった。因みに、この時、新村名をつけるにあたり、当時の村の面積が約一、〇〇〇町歩あったことから「千丁村」と名付けたと言われている。

大正一五年（一九二六）本村地先公有水面に干拓地ができたが、これは昭和三年（一九二八）昭和村として分離独立した。

2 町村合併促進法定後の経緯

県が発表した当初の合併試案では、千丁村は昭和村と合併するようになっていたが、その後、合併計画の変更によって竜峯村との合併も考えられた。

千丁村は、当時人口八千四百人を有し、大体適正規模の人口であるということと、合併試案発表後しばらくは合併への気運は見られなかった。

一方昭和村は、県の試案にかかわらず将来の発展のため八代市に編入されることを望む空気が強かった。したがって両村の合併の動きはほとんど発展しなかった。八代市周辺六か町村の八代市への編入試案のうち、郡築村の八代市編入が昭和二年（一九五四）七月一日実現したので、昭和村の八代市への編入運動はその後ますます強くなってきた。同年八月二四日昭和村議会は満場一致で八代市編入を決議し、同年八月二六日八代市に対して編入を正式に申入れ、三一年四月一日八代市へ編入された（八代市の項を参照）。

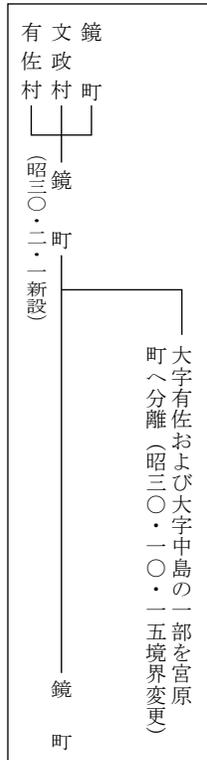
一方千丁村は、三〇年当初から部落ごと町村合併問題を中心に懇談会を開いてきたが、村民の意向がおおむねはつきりしてきたので、村合併促進協議会では、翌年一月一八日、竜峯村に村長、議長を訪ね、四月一日付の合併を申し入れるとともに、翌一九日は昭和村に村長等を訪問し、同様に合併を申し入れたが、両村ともこれに応じなかった。翌三一年九月、県は新たに合併計画を定めたが、この計画では昭和村がすでに八代市に編入されたので、千丁村、竜峯村が合併するものとされた。千丁村は、九月二九日の合併促進委員会で、県の計画に従い、竜峯村と合併することを確認し、竜峯村の決意を促すことになった。千丁村は、両村が経済的な関係、用排水の関係、社会的な関係、組合中学校の設置等日常生活上密接な関係にあるので、両村の合併には積極的であり、村当局、住民が卒村一致で竜峯村との合併の実現を要望した。しかし、竜峯村は当時村内が八代市編入派と

千丁村合併派とに全く二分されており（八代市の項参照）、千丁村との合併は不可能な状態であった。三二年三月二十九日、この両村に対して、知事は合併勧告をしたが、この勧告は、竜峯村内の紛争を更に深めることになった。また、この後も竜峯村当局は、終始八代市編入を希望しており、前記の県勧告がなされる前に八代市編入の議決を行ない、三月二日付で知事に八代市との合併申請を行った。住民の意思もおおむね八代市編入にかたまつたようであったので、県は新市町村建設促進法の一部改正を伴い、三四年三月三〇日、従来の合併計画を変更し竜峯村に対しては八代市への編入を勧告した。この時、千丁村は、適正規模に準ずるものとして独立村とすることに決定された。このような事情により千丁村は結局合併に至らなかった。

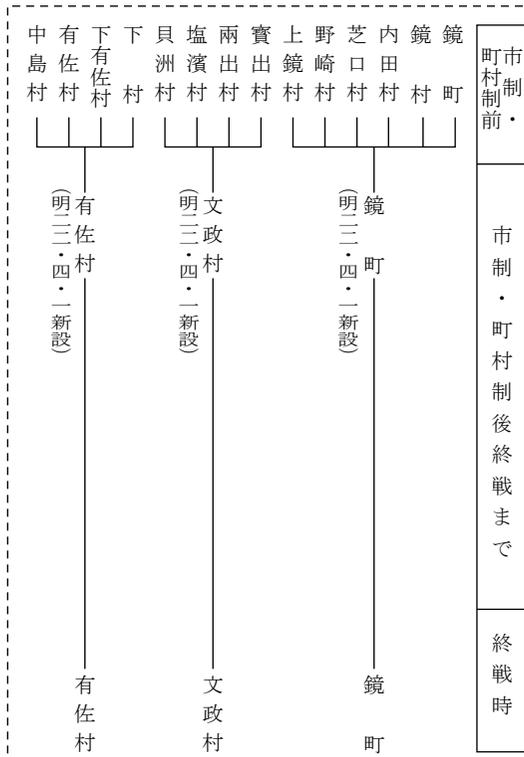
なお、三〇年一月一日、八代市との間で境界変更が行なわれたが、これは旧八千把村の八代市編入に際し、この地域の一部が編入前から千丁村への分離を希望しており、両市村間の話し合いで円満になされたものである。

【旧八代郡鏡町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 鏡町

本町の地域は、氷川のデルタ地帯を平安時代に長い年月をかけて開拓したものである。旧藩時代、野津手永の惣庄屋が文化二年（一八〇五）に内田村、下村の西方にいわゆる百町開新地を築いたが、これが現在の大字内田字稲雲付付近である。また、明治三年（一八七〇）には野崎新地が潮止が完成している。

明治七年の改正大小区制のもとでは、第一二大区に属し、鏡町および鏡、内田、芝口、野崎の各村は第六小区に、上鏡村は第七小区に属したが、一二年の郡区町村編制法によりこの地域は三つの行政区に分かれた。一七年の行政区の改正により、上鏡村が有佐村列に加えられ、鏡町ほか四か村は同一戸長役場区域となったが、二二年町村制の施行によりこの六か村が合併して鏡町となった。

## (二) 文政村

文政二年(一八一九)四百町新地、同四年七百町新地が干拓され、文政一三年鏡入江が開拓されて、入江北方が現在の芝口字津口となり、南方が宝出、横江、両出、貝洲、塩浜となった。旧藩時代は野津手永に属したが、明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは、鏡町などとともに、第一二大区第六小区に入ったが、その後北出村と外出村が合併して両出村、貝洲村と礎原村が合併して貝洲村となり、一二年の郡区町村編制法施行に際して、宝出村はのちに鏡町となった野崎、芝口両村とともに、また両出、貝洲、塩浜は三か村でそれぞれ行政区域となった。一七年行政区域の改正によって四か村は同一戸長役場のもとに入り、二二年町村制施行によって宝出、両出、貝洲、塩浜の四か村が合併し、文政村となった。

また大正一五年(一九二六)に完成した県営地北新は、昭和七年(一九三二)文政村に編入された。

## (三) 有佐村

本村地域は、氷川河口にいち早く干陸化し、縄文中期の有佐貝塚をのこし、条里制実施に当たっても荒佐里として早く開拓され、近世の干拓地を加えて現在のようになった。旧藩時代には下有佐、小路、上有佐、中野、下村は野津手永に、平島村は種山手永に属していた。明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは第一二大区第七小区に入った。九年地租改正に伴う町村合併により平島村と中野村が合併して中島村に、上有佐村と小路村が合併して有佐村となった。一二年郡区町村編制法の施行により下村、中島村、有佐村は三か村で一行政区域となり、下有佐村は、上鏡村、鏡村、と一行政区域に入ったが一七年下村、中島、有佐、下有佐の四ヶ村に上鏡村を加えて有佐村列一戸長役場の区域となった。その後二二年町村制の施行によって上鏡村を除く四か村が合併して有佐村となった。

## 2 町村合併促進法制定後の経緯

鏡町、文政村、有佐村は、八代郡北西部に位置する広大な平坦地で、全く同一の経済圏内にあり、また鏡町を中心とする三町村民のほとんどは明治初年から同一の塾または高等小学校で教育を受け、さらに伝染病隔離病舎ならびに火葬場の

公共施設を共同経営して、日常生活においても強い関係があった。

このように合併を促進する諸条件はあったが、三か町村合併が実現するまでにかなりの曲折があった。昭和二十八年(一九五三)八月八代郡町村合併基準委員会において、県は次のような合併試案を示した。

(一) 宮原町、有佐村、龍峰村の三か町村合併

(二) 昭和村、文政村の二か村合併

(三) 鏡町は現状のまま

その後、一月に県は最終的な合併試案として、有佐、宮原、龍峰の三か町村合併、鏡、文政の二か町村合併、千丁、昭和の二か村合併案を発表したが、鏡町は、文政村、有佐村との合併を望み、両村の村長、議長、助役などを招いて懇談した結果、有佐村は、前述のように従来から鏡町、文政村との関係が深かったので、鏡町との合併を希望し、県試案の龍峰村との合併には反対が多かった。また、文政村も鏡町との合併を希望したので、同月二六日鏡町は町村合併調査委員会を開き、一月中旬に合併促進のため文政村と有佐村を訪問することに決定した。

この決定に基づき、一月一日、鏡町代表者は文政村を訪問し、村三役、議員と懇談したが、出席者のほとんどが鏡町との合併に賛成であった。

さらに一月一六日鏡町代表者が有佐村を訪問して、両町村の合併懇談会を開いた際、有佐村は、宮原町を加えた鏡、文政、有佐の四か町村の合併を働きかけたが、鏡町は文政、有佐、鏡の三か町村合併を望み、宮原町の加入についてはっきりした意向を示さなかった。

これより先一〇月、宮原町は、有佐村、竜峰村の村当局および議会議員を招き合併促進について懇談したが、有佐村は鏡町も含めた合併を主張して譲らず、竜峰村は有佐村と同時合併を主張して結局まとまらなかった。

このあと有佐村は、宮原町を含めた四か町村合併を働きかけたが、宮原町は、鏡町、文政村と合併することを好まず、あくまで宮原町中心を主張し、野津村の河原地区や有佐村の上有佐、中島地区に働きかけたので、有佐村は一時、鏡、有佐、宮原の三か町村合併の交渉を打ち切り、有佐、鏡、文政の三か町村合併に意思を決定した。

一方、文政村は、県の試案とおりの鏡町との合併を強く望み、他村との合併交渉は行わなかった。

翌二九年一月二日、鏡町、文政村、有佐村の三役および議長が集まって町村合併懇談会を開き、「三か町村はいかなることがあっても合併すること」を確認し、その後も会議を重ねた結果、合併の期日は二九年一〇月一日を目標とすることを決定した。

その後、各町村とも部落座談会を開いて町村民の世論調査を実施したが、各部落とも三か町村合併については大方賛成であった。六月二日に至り合併促進協議会が発足し、本格的な合併審議がなされることになり、協議を重ねていったが、八月二七日の協議会に有佐村民の一部から宮原町も加えて合併するよう努力してもらいたいとの要求があったため、協議の結果、合併をしばらく猶予することに決定した。そこで、有佐村は、その後も宮原町に鏡ブロックへの合併を働きかけたが、八月三〇日宮原町は鏡ブロックへの加入を正式に拒否する旨を通知してきた。有佐村では翌三一日、合併促進委員会を開いて宮原町の回答について協議した結果、今後は当初の三か町村合併で話を進めるとの結論になった。

ところが、宮原町が鏡ブロックへの加入を正式に拒否して以来、有佐村の一部（旧下村、中島村、上有佐村などの地区）で三か町村合併反対の動きが活発化し、翌二九年一月には、町村合併反対署名簿を提出して、分村も辞せずとの態度をみせはじめた。同月九日、三か町村合併促進委員会は、合併前に合併反対部落を分村できるかどうかを県に相談したところ、合併前に申し合わせておけば合併後希望部落の分村が認められることを確認した。

一月一四日の合併促進委員会で、有佐村長から「さきに各部落座談会を開いた当時は満場一致合併に賛成であったが、その後氷川水利問題、氷川中学校の問題などで宮原町との合併の話が台頭した。しかし、円満解決するよう努力するからこししばらく待ってもらいたい。」との発言があったが、委員会で、①有佐村は無条件で合併すること。②有佐村が全部まともなときは有佐村を除いて鏡町、文政村だけで合併することの決定をし、ここに至り三か町村合併はかなり困難な局面に達したかと思われたが、同年一月二〇日有佐村議会は満場一致で無条件合併を決定し、同月二二日の合併促進協議会にその旨通知した。

そこで同月二四日さらに一二月一日合併促進協議会を開いて新町名を絶対多数で鏡町と決定し、同月六日三か町村合併を知事に申請して、翌三〇年二月一日新鏡町が発足した。合併にあたり、合併三か町村住民から新町名を公募したところ、

「鏡町」が二、三三二票、「有佐町」が六九票あったので、票数の多い新町名に決定した。これは三か町村のうちでは鏡町がもっとも大きく中心的な町であったためと思われる。

新町が発足すると宮原町への分離を希望する地区の動きはますます活発となり、三〇年三月四日旧下村の住民から分町の陳情書が新町に提出されたので、議会で特別調査委員会を設け、実情調査にのりだしたが、同月一三日には分村促進陳情書（署名者は、上有佐部落四八八、原田部落五九人、中野部落五七人、小路部落四六人計二二〇人）が町長および議長あてに出されるとともに、宮原町との合併同意書（署名者は、旧中島村二六七人）が出され、また、三月一七日には分村希望部落（中野、原田、上有佐、小路）代表者四人で鏡町長あてに分村請願書が出される一方、その後も分町を早く実施するよう陳情が続けられた。そのため、特別委員会は、この四部落にそれぞれ投票区を設けて住民投票を行なったところ、次のとおりであった。

投票区名	投票総数	有効投票	内 訳	
			鏡町希望	宮原町希望
原田区	六〇	五六	一五	四一
中野区	九二	八九	三九	五〇
上有佐区	一八三	一七八	五三	一二五
小路区	一五一	一五一	六〇	九一

このような結果が出たので、特別委員会は、原田、上有佐両部落の分町は認めるが、他の二部落は現状のままとすることを決定した。そのため、その後も再三にわたり四部落との分町させるよう陳情があったが、特別委員会としては、五月二二日の委員会で最終的に二部落のみ分町を認めることに決定した。

八月二〇日町議会を開き、町の境界変更については特別委員会の決定どおり、原田地区、上有佐地区のみ分町することを議決し、一〇月一五日両町の境界変更により、原田、上有佐の二地区のみ分町して宮原町に編入された。これにより、合併前からの紛争は一応解決されたが、その後も次のような事件があった。

境界変更に伴う両村の協定事項として宮原町に編入する区域内の小学校児童については、宮原町は鏡町に委託するものとし、委託費を児童数により宮原町が負担することになっていたが、鏡町議会の強い反対があり、一〇月一三日鏡町は協定を破棄し、小学校児童は宮原町小学校で教育するよう申し入れた。当時の新聞は両町長のいい分を次のように伝えている。

宮原町長「協定破棄の申し入れを受け町議会にはかったが否決されている。私としては分村地区の父兄の意思に従う考えだが、父兄が有佐校通学を熱望しているので宮原校には引き取らない。県には県地方事務所を通じて調停を依頼した。」

鏡町長「宮原町は、上有佐、原田合併に引き続き中野、小路両地区を第二次に、また野添、平島地区を第三次に合併したい計画で働きかけている事実があり、それで分町地区の学童が宮原校に通学せねばならないと決まれば、今後分町は阻止できるという世論がある。私はこの世論に従って分町阻止のため断固として学童は引き取らない。県には調停はたのまない。」

（昭和三〇年一〇月一八日熊本日日新聞）

その後、両町とも自説を譲らず紛争を続けていたが、同月二〇日県のおっせんにより円満解決した。

解決に伴う確認事項は次のとおりである。

- (一) 鏡町の旧有佐地区の分町問題について、残りの部落は今後分町はありえないことを両町とも確認する。
- (二) さきに取り決めた調停に基づき、宮原町に編入した区域内の児童の教育について、宮原町は今学年中は鏡町にこれを委託することを申し合わせる。このような経過を経て三か町村の合併は一段落した。

### 3 合併条件および協定事項

#### 鏡町ほか二か村の合併

- (一) 合併実施の時期 昭和三〇年二月一日
- (二) 議会議員の任期および定数  
鏡町、文政村および有佐村の議会議員で、鏡町の議会議員の披選挙権を有することとなる者は、町村合併促進法第九条第一項の規定に基づき鏡町の議会議員として任期を昭和三十一年一月三十一日まで延長し、引き続き在任するも

のとする。

- (三) 教育委員会委員の任期および定数  
鏡町、文政村および有佐村の教育委員会の選挙による委員で、鏡町の教育委員会委員の披選挙権を有することとなる者の互選による四人の委員は、町村合併促進法第九条の二の規定に基づき、鏡町の教育委員会委員として任期を昭和三十一年一月三十一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

#### (四) 農業委員会の設置

鏡町および有佐村の区域については、農業委員会法第三条第二項の規定に基づき鏡町第一農業委員会を置くものとし、文政村の農業委員会は、農業委員会法第三四第一項の規定に基づき鏡町第二農業委員会として昭和三十一年一月三十一日まで存続するものとする。

#### (五) 農業委員会委員の任期および定数

鏡町および有佐村の農業委員会の選挙による委員で鏡町の農業委員会委員の披選挙権を有することとなる者については、町村合併促進法第九条の三の規定に基づき、その互選による委員の定数を三〇人とし、鏡町第一農業委員会の委員として任期を昭和三十一年一月三十一日まで延長し、引き続き在任するものとする。

#### (六) 鏡町役場の機構

- 1 助役は、二人まで置くことができるものとする。
- 2 新町役場に総務課、財務課、経済課、社会課、建設課、および国民健康保険課の六課を置くものとする。

#### (七) 職員の処置

- 1 鏡町、文政村、有佐村の一般職の職員は、町村合併促進法第二四条の規定により鏡町の職員として身分を引き継ぐものとする。
- 2 希望退職者については、退職手当に関する条例により鏡町において退職手当を支給する。

#### (八) 一部事務組合

宮原町ほか二か村立氷川中学校組合は、町村合併後においても、従前の地域にかかる事務についてなお存続するものとする。

- (九) 鏡町、文政村及び有佐村の三か町村合併後において、宮原町への編入

を希望する有佐村の部落については、できるだけすみやかにこれを認めるものとする。

(二〇) 財産の処分

鏡町、文政村および有佐村の所有するいつさいの財産は、合併と同時に鏡町に帰属させるものとする。

(二一) 国民健康保険 鏡町は、国民健康保険を行なうものとする。

(二二) 大字名 大字名については、現在のままとする。

(二三) 各種事業

鏡町、文政村および有佐村の各種継続事業ならびに既定計画事業は、鏡町において継続して行なうものとする

(二四) 債権、債務

債権債務については、誠実にこれを処理したうえ、鏡町に引き継ぐものとする。

宮原町との境界変更

(一) 教育関係

宮原町に編入する区域内の小学校児童については、宮原町は鏡町に委託するものとし、委託費は原則として児童数により負担するものとする。

(二) 児童福祉関係(保育所)

宮原町に編入する区域内の乳幼児の保育所入所については、宮原町は、鏡町に委託するものとし、町負担金は、原則として乳幼児数により負担するものとする。

(三) 宮原町に編入する区域内の町税の滞納徴収

鏡町は、宮原町にその徴収を委託し、期限は昭和三十一年三月末日までとし、鏡町は、宮原町に委託手数料を交付するものとする。

(四) 消防器具等

宮原町に編入する区域内(上有佐部落)にある消防機械器具は、編入と同時に宮原町に帰属するものとする。

(五) 職員の処置

鏡町より宮原町に編入する区域内に住所を有する現鏡町の一般職員は、原則として宮原町の職員としてその身分を引き継ぐものとする。

(六) 財産処分に関する協議内容

昭和三十年一〇月一日から八代郡鏡町の一部の区域を八代郡宮原町に編入する場合、鏡町の所有する次の財産は、宮原町に帰属するものとする。

有佐出張所敷地

一四〇坪

有佐出張所庁舎および付属建物

一〇〇坪

4 合併町村の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
鏡町	植原省三	寺田 質	土亀 増太	田中安太郎	野田 弥吉
文政村	橋本 時正	岡田 止	本田 益雄	植原 辰次	松本 芳蔵
有佐村	福富 甚吾	今田 新三	坂野 徳継	広田 重貴	浦川 一

5 合併時の関係町村の現況表

区 分	鏡 町		関 係 町 村	
	人 口	戸 数	鏡 町	文政村有佐村
人	二四〇五六	二、四九六	八二五	四二七七
戸	四三五	二、一七四	一、二五五	七五六
面 積 平方料	六・八三	二〇・〇七	二四・二九	四・四七

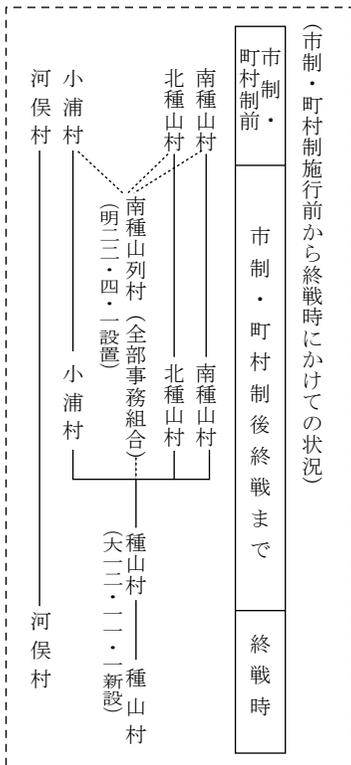
生産額	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)			前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税納税額 千円	国 税納税額 千円	上の学校 中学校以 下の学校	官 公 署	業態の割合					
	計	農 産 千円	鉦 工 産 千円							都市的 業態		その他 業態			
										商工業 業人	その他 人	計	農 業 人	その他 人	計
計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	校	署	人	人	人	人	人	人
三六、二〇〇	二、〇〇〇	二、四〇〇	—	二〇、七〇〇	五、九八八	二、五五五	一六、七〇〇	—	二二	一四、六三三	一〇、二〇六	九、四三三	四、六六一	四、七四四	—
二九、二四四	—	二、四四五	—	一八、八五	二、四七三	—	一〇、二五六	—	七	五、九八五	四、一五六	五、五一一	二、七〇二	二、八〇〇	—
一〇、一四〇	—	—	—	三、六〇〇	三、〇三三	—	三、二〇六	—	二	六、三二四	四、三五六	三、〇七一	一、〇九五	九、七六	—
六、三三六	—	—	—	一八、六三	八、三四	—	二、六四	—	四	二、四三四	一、七〇四	一、八四三	八、八五	九、五八	—

【旧八代郡東陽村における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



旧藩時代は種山手永に属し、明治七年(一八七四)の大小区制改正により、南種山、北種山、小浦、河俣の四か村は、猫谷村とともに第一二大区第八小区に編入された。

一二年、郡区町村編制法の施行に伴い、南種山村は北種山村と、小浦村は河俣村とそれぞれ同一行政区域となったが、一七年の行政区域改正により、この四か村は、南種山列村として同一戸長役場区域となった。二二年、町村制施行に伴い、各村はそれぞれ独立すると同時に南種山、北種山、小浦の三か村は、組合を組織したが、大正二二年(一九二三)、三か村は、合併して種山村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一月、県は、合併試案として種山村、河俣村、下岳村の三か村合併案を発表した。これに対して種山村および河俣村は、この三か村合併案に賛成であったが、下岳村においては、この三か村合併が広大な地域にまたがるので、合併の結果役場を種山村に決定されるようなことになれば非常に不便になるとの村民の意見が多数を占めていた。下岳村は、町村制施行後、明治二六年一月まで柿迫列村に加わるなど従前から柿迫列村との関係が深かったもので、このグループとの合併に傾き、二九年六月ごろには、下岳村がこの三か村合併のグループから離脱することは確実になった。このため種山村および河俣村は、三か村合併を断念して、二か村のみの合併を推進することになった。その後、この

両村に対して宮原町から非公式な合併の申し入れがあったが、両村とも応じなかった。七月一日、合併問題に関して、種山村および河俣村の村議会および三役の第一回の協議会が種山村役場で開かれた。一〇月二日、第一回合併促進協議会が種山村役場で開かれ、合併事務の打ち合わせを行ない、十一月二日、両村議会において合併関係議案の議決がなされ、翌三〇年二月一日、新しく東陽村が発足した。

太陽は、東からでて恵の光をのせて万象を照らし、一切の繁栄と幸福をもたらし、永遠に輝き、尽きることがない。この村もこの太陽のように永久に栄えようという意味をもち、また、八代（代陽と称す。）この東方にあたる村にも通ずる「東陽」を、関係住民から公募した四〇〇有余にのぼる新村名の中から選んだものである。

### 3 合併条件および協定事項

(一) 合併実施の時期 昭和三〇年二月一日

(二) 議会議員の任期および定数

種山村および河俣村の議会の議員で、東陽村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、町村合併促進法第九条第一項の規定により、東陽村の議会議員として昭和三〇年四月一日まで引き続き在任するものとする。

(三) 教育委員会委員の任期および定数

種山村および河俣村の教育委員会の選挙による委員で、東陽村の教育委員会の委員の被選挙権を有することとなる者の互選による四人の委員は、町村合併促進法第九条の二の規定により、東陽村の教育委員会委員として昭和三〇年四月三〇日まで引き続き在任するものとする。

(四) 農業委員会ならびに委員の任期および定数

1 東陽村の農業委員会は、一農業委員会とする。

2 種山村および河俣村の農業委員会の選挙による委員で、東陽村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる委員の定数は、二三人とし、町村合併促進法第九条の三の規定により、東陽村の農業委員会委員として、昭和三〇年七月三十一日まで引き続き在任するものとする。

(五) 職員 の処置

1 種山村および河俣村の一般職の職員は、町村合併促進法第二十四条の規定により、東陽村の職員としてその身分を引き継ぐものとする。

2 希望退職者については、退職手当に関する条例により、東陽村において退職手当を支給するものとする。

(六) 財産処分

種山村および河俣村の所有するいつさいの財産は合併と同時に東陽村に帰属させるものとする。

(七) 大字名

種山村は現在の大字名を、河俣村は現在の村名を大字名とする。

(八) 国民健康保険

近い将来において国民健康保険事業を実施するものとする。

(九) 各種事業

種山村、河俣村の各種継続事業および既定計画事業は、東陽村において継続して行なうものとする。

(一〇) 債権債務

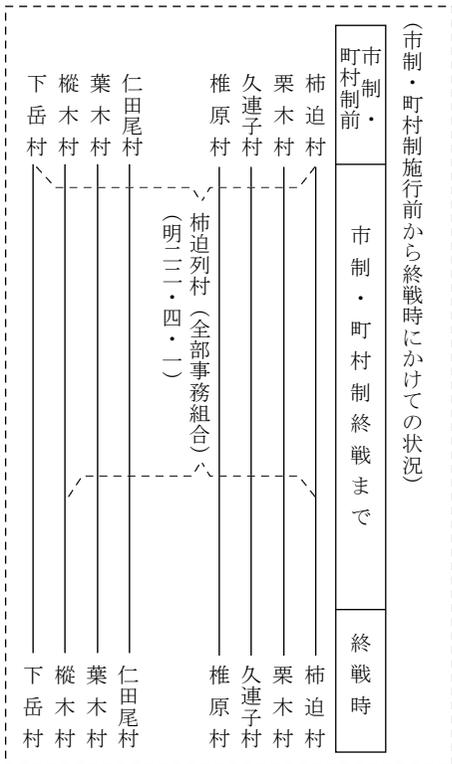
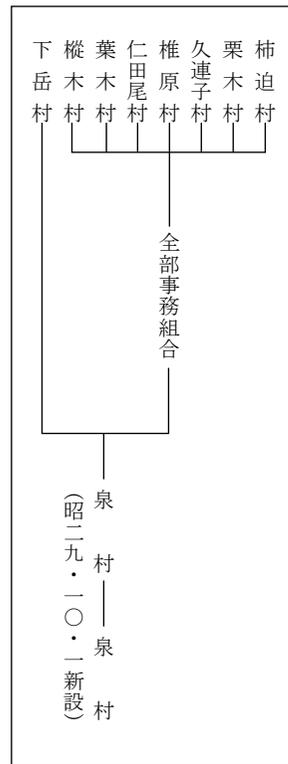
債権債務については、誠実にこれを処理したうえ、東陽村に引き継ぐものとする。

### 4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
種山村	吉田 義枝	—	前田 勇	上村 松蔵	藤田 安喜
河俣村	稗村 二雄	—	村崎 年幸	福島 貞雄	養本清次郎

区 分	東陽村	種山町	河俣村	人	戸	面	業態の割合					官 公 署	中学校以上 の学校		国 税 納 税 額 千 円	県 税 納 税 額 千 円	市 町 村 税 納 税 額 千 円	前 年 度 予 算 総 額 千 円	生産額																		
							積 平 方 米	数 戸	都 市 的 業 態	農 業 業 態	そ の 他 の 業 態		計 人	農 業 人					そ の 他 人	中 学 校	高 等 学 校	千 円															
																														商 工 業 人	そ の 他 人	計 人	農 業 人	そ の 他 人	計 人	農 業 人	そ の 他 人
				五〇、九二二	九八七	六五・七二	都市的 業態	農業 業態	その他 の業態	計 人	農 業 人	そ の 他 人	中 学 校	高 等 学 校	三、五六八	一、一一一	五、五一一	二九、二六〇	二、二五四	五五、八〇〇	二、九〇四	七九、九五八															
				三、六五八	六一五	二四・四五	都市的 業態	農業 業態	その他 の業態	計 人	農 業 人	そ の 他 人	中 学 校	高 等 学 校	九六六	二五八	三、一八五	一九、六四五	四八、六七四	九、七四三	五八、四一七																
				二、二六三	三七二	四・二七	都市的 業態	農業 業態	その他 の業態	計 人	農 業 人	そ の 他 人	中 学 校	高 等 学 校	二、六〇二	八五三	二、三三六	九、六一五	七、二二六	二二、一六一	二二、五四一																

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(二) 柿迫村、久連子村、椎原村、仁田尾村、葉木村、縦木村  
 五家荘地域はもと阿蘇氏に属していたが、のち細川氏の所領となり、五人の  
 地頭がいた。貞享二年（一六八五）、天領となり、天草代官の治下に属し、地  
 頭は大庄屋の待遇となった。

明治七年（一八七四）、大小区制の改正にともない、栗木、下嶽の両村とともに第一二大区第九小区となったが、この小区に特に副戸長一人を増置し、久連戸村に出張所を置き、五家荘を分掌させた。一二年の郡区町村編制法の施行により、栗木、下嶽は二か村で、五家荘区域は六か村が同一行政区域となったが、二年の町村制施行に際して、この八か村は、その事務の全部を共同処理するための組合全部事務組合を設け、いわゆる列村となった。

## (二) 栗木村、下岳村

両村は、旧藩時代、種山手氷惣庄屋の支配下に属していたが、明治七年の大小区制の改正により五家荘とともに第一二大区第九小区に編入された。一二年、郡区町村編制法の施行にともない、五家荘地区と分離して二か村が同一戸長役場の区域となり、二年の町村制施行に際し、五家荘地区六か村とともに柿迫列村となったが、下岳村のみは、二六年、この組合から分離した。

## 2 町村合併促進法制定後の経緯

県の合併試案では、柿迫村ほか六か村は、全部事務組合を設けていたので、同地域をもって新村を設け、下岳村は、隣村の種山村、河俣村と合併することになっていた。しかし、種山村、河俣村は、県の試案に賛成であったが、柿迫村ほか六か村組合および下岳村は、前述したようにかつては八か村で組合を組織していたこともあり、地理的、歴史的にも関係が深く、また、縁故関係や耕作地の出入りなど日常生活にも非常に親近感をもっていたので、結局下岳村を加えた八か村合併を要望していた。

その後、県も住民の意思を尊重して八か村合併を支持し、合併計画の資料作成等を指導した。

昭和二年（一九五四）六月、各村ごとに合併促進委員会を結成して、合併についての啓発宣伝につとめた結果、八月二四日、八か村合併促進協議会が発足し、新村建設計画の策定を急ぎ、九月三日、最終的な決定をみるに至った。この間の住民の動きをみると、小さな村では、財政的にも村として存続することが困難となっていたので、特に反対する村民もなかった。しかし、種山村に近い下岳村の本屋敷、白木平部落に一時、合併反対の気運があったが、部落座談会などにより説得した結果、全村一致して合併することになった。また、五家荘地域の各村で

も、面積が一層広大なることよって、村行政が十分に行き届くかどうかを心配して八か村合併に難色を示す者もあったが、村長、議長等が部落座談会などで説得して、全八か村が一致して合併することになり、新役場は、官公署の近いこれまでの柿迫村ほか六か村全部事務組合役場に置かれることになった。

本村は、氷川および球磨川の支流である川辺川の上流にあって、その水源となっていないが、この地域に蔵された大森林資源は、泉のように永久に尽きることがないように、また、村民が努力して産業を振興し、新村の発展繁栄をこいねがう意味で、合併に際し合併村民から公募した七〇〇有余にのぼる新村名の中から選定したものである。なお、五家荘は平家一族の隠棲の地として有名であるが、村名は地域的名称にふれず新村に相応しい名を用いることになった。

## 3 柿迫村外六か村組合および下岳村合併条件協定書

(一) 合併の実施の時期 昭和二年一月一日

(二) 議会議員の任期

柿迫村外六か村組合および下岳村の議会の議員で泉村議会の被選挙権を有することとなる者は、促進法第九条第一項の規定に基づき、昭和三〇年四月二九日まで泉村議会議員として在任するものとする。

(三) 教育委員会委員の任期および定数

柿迫村外六か村組合および下岳村の教育委員会の選挙による委員で、泉村教育委員会委員の被選挙権を有することとなる者の互選による四人の委員は、促進法第九条の二第一項の規定に基づき、昭和三〇年四月三〇日まで泉村教育委員会委員として在任するものとする。

(四) 農業委員会ならびに委員の任期および定数

1 新村の農業委員会は、一農業委員会とする。  
2 柿迫村外六か村組合および下岳村の農業委員会の選挙による委員で泉村農業委員会委員の被選挙権を有することとなる委員の定数は、二〇人とし、促進法第九条の三第一項の規定に基づき、昭和三〇年九月三〇日まで泉村農業委員会委員として在任するものとする。

(五) 助役の定数 助役は、二人まで置くことができるものとする。

(六) 職員 の処置

1 柿迫村外六か村組合および下岳村の一般職職員は、促進法第二十四条の規定により新村の職員としてその身分を引き継ぐものとする。

2 希望退職者については、退職手当に関する条例により、新村において退職手当を支給するものとする。

(七) 財産処分

柿迫の村外六か村組合および下岳村の所有する財産は、合併と同時に新村に帰属させるものとする。ただし、別表基本財産については、財産区を設けるものとする。

(八) 国民健康保険事業

近い将来において国民健康保険事業を実施するものとする。

(九) 大字名 現在の村名は、大字名とする。

(一〇) 各種事業

柿迫村六か村組合および下岳村の各種事業および既定計画事業は、新村において継続して行なうものとする。

(一一) 債権債務

債権債務については、誠実にこれを処理して新村に引き継ぐものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
柿迫村外六か村組合	清水 貞雄	草西 信義	山永 淳美	坂井 豊	森山 時男
下岳村	岩本 徳象	宮本 一英	坂井 正衛	上村 亀喜	松田 一

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	計	その他	農産	鉱工業	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度予算額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	上の学校 高等学校	中学校 中学校	官公署	業態				面積 平方料	戸数	人口	区分	
													割合		業態						
													計	その他	計	その他					
一八〇、四〇三	二四、四三二	三七、二九九	一八、七三二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、三三三	七、八八八	一、九六六	四、七四四	一	九	二	六、九五四	一、〇九七	五、八七七	七、四〇八	二、四八八	四、四〇〇	二、三三〇	七、六九五	泉村
四九、一七二	( )	( )	( )	( )	( )	五、四四三	六、二二六	一、五三三	三、三六二	(七ヶ)	二	一	二、一九二	三、六	二、五五五	三、〇〇八	九	二、七	五、二七	二、五九九	關
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	栗木村
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	久連子村
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	椎原村
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	仁田尾村
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	葉木村
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	樺木村
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	下岳村